

令和7年 渡嘉敷村議会会議録

第7回定例会（12月10日～12日）

3日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和7年第7回定例会（12月10日）

令和7年第7回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	議長諸般の報告	4
日程第4	村長行政報告	5
日程第5	一般質問について	8
日程第6	議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	46
日程第7	議案第43号 渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	47
日程第8	議案第44号 渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	48
日程第9	議案第45号 渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について	48
日程第10	議案第46号 令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）について	49
日程第11	議案第47号 令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）について	52
日程第12	議案第48号 令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	52
日程第13	議案第49号 令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	53
日程第14	議案第50号 令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	54
日程第15	議案第51号 令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）について	55
日程第16	議案第52号 工事請負変更契約（令和6年度村道阿波連線道路改良工事）について	56

令和 7 年

第 7 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日目

12月10日

令和7年第7回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 3日間
 自 令和7年12月10日
 至 令和7年12月12日

月 日	曜 日	区 分	日 程
12月10日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問について
12月11日	木	本会議	議案第42号、議案第43号、議案第44号 議案第45号
12月12日	金	本会議	議案第46号、議案第47号、議案第48号 議案第49号、議案第50号 議案第51号 議案第52号

令和7年第7回渡嘉敷村議会定例会は
令和7年12月10日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	欠 員		6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員 5名

会議録署名議員 5番 新垣一史議員 1番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：12月10日（水曜日）午後4時21分

令和7年第7回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和7年12月10日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	議案第42号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第43号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第44号	渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第45号	渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について
第10	議案第46号	令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）について
第11	議案第47号	令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
第12	議案第48号	令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
第13	議案第49号	令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第14	議案第50号	令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
第15	議案第51号	令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）について
第16	議案第52号	工事請負変更契約（令和6年度村道阿波連線道路改良工事）について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和7年第7回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番新垣一史議員、1番與那嶺雅晴議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員から令和7年9月、10月、11月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

なお、諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和7年9月18日～令和7年12月9日

令和7年

9月18日(木)	令和7年第6回渡嘉敷村議会(9月)定例会(村議場) 議員協議会(村議会事務局)	
9月28日(日)	伊江村民収容地跡記念碑訪問「感謝の集い」(伊江村民収容地跡)	
10月1日(水)	議選監査委員辞令交付式(村長室)	監査
10月5日(日)	第60回島尻郡陸上競技大会(黄金森陸上競技場)	議長
10月6日(月)	南部地区市町村議会議長会役員会・定例総会(自治会館)	議長
10月7日(火)	沖縄県町村議会議長会定例理事会・定例総会(自治会館)	議長
10月8日(水)	沖縄県町村議員・事務局職員研修会(西原町民交流センター)	
10月16日(木)	例月出納検査	監査
10月18日(土)	鯨海峡とかしきまつり2025(渡嘉敷小中学校運動場)	
10月27日(月)	南部広域市・町村圏事務組合議会定例会 (みんなの貸会議室那覇旭町店会議室)	議長

10月28日(火)	南部広域行政組合議会定例会(南部総合福祉センター)	議長
10月30日(木)	第43回離島振興市町村議会議長全国大会(東京国際フォーラム)	議長
11月1日(土)	阿波連小学校運動会(阿波連小学校運動場)	
11月5日(水)	那覇市・南部離島選挙区選出県議会議員との行政懇談会・懇親会 (自治会館)	議長
11月6日(木)	那覇事務所出納検査(那覇事務所)	監査
11月11日(火)	沖縄県選挙区選出国会議員表敬訪問(衆議院議員会館)	議長
11月12日(水)	渡嘉敷小中学校創立140周年記念式典・学習発表会 (渡嘉敷小中学校体育館)	
	第69回町村議会議長全国大会(NHKホール)	議長
11月13日(木)	南部地区市町村議会議長会行政視察研修(千葉県成田市)	議長
11月19日(水)	例月出納検査	監査
11月21日(金)	離島フェア2025(沖縄セルラーパーク那覇)	議長
11月25日(火)	議員協議会(村議会事務局)	
	南部離島町村長議長連絡協議会 管内離島視察研修(座間味村)	議長
11月26日(水)	南部離島町村長議長連絡協議会 管内離島視察研修(座間味村)	議長
11月27日(木)	南部広域行政組合議会臨時会(南部総合福祉センター)	議長
	第71回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会 (沖縄県介護保険広域連合)	副議長
	渡嘉敷村敬老会(村中央公民館)	
11月30日(日)	陸上自衛隊第15旅団創隊15周年・那覇駐屯地創立53周年記念行事 式典・祝賀会(那覇駐屯地)	議長
12月1日(月)	沖縄県町村議会議長会定例役員会・懇親会(自治会館)	議長
12月4日(木)	渡嘉敷村子ども議会(村議場)	副議長

以上

渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。行政報告の前に一言ごあいさつを申し上げます。令和4年11月20日、第16代渡嘉敷村長に就任以来、副村長、教育長をはじめ各課長、職員、そして議員の皆さまのお力添えをいただきながら3年余りが過ぎました。心より感謝申し上げます。

3年前の12月定例議会において、「はじめに取り組むことは」と故座間味議員から質問されまして、組織の体制づくりだと私は答弁しております。しかしながら人材確保には現在も苦慮している状況でございます。引き続き本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応す

ることができる体制づくりを進めていけるよう一層尽力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、令和7年9月18日から昨日12月9日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。なお、朗読は省略しますが、本定例会におきましても村民のために良い議論ができますことをお願い申し上げ行政報告といたします。

行政報告書

(令和7年9月18日～令和7年12月9日)

9/18 (木) 10:00	令和7年第6回渡嘉敷村議会12月定例会	議場
9/21 (日) 13:00	前島郷友会 令和7年度「第41回合同成年祝・第55回敬老会」	パシフィックホテル沖縄
9/25 (木) 13:30	沖縄气象台 植田气象台長、宮里気象防災情報調整官、 伊芸調査官、黒島予報官 村長表敬	村長室
9/28 (日) 10:40	戦後80年「伊江村民収容地跡 感謝の訪問」 名城伊江村長、渡久地伊江村議会議長、伊江村民159人、 伊江村役場関係スタッフ53人	村内
10/1 (水) 9:00	監査委員(議選:新垣一史)辞令交付	村長室
13:15	北那覇税務署 宮里署長、他2名(仲田、畑田)表敬	村長室
10/3 (金) 13:00	長崎県前畑造船所社長表敬	村長室
14:00	奄美・沖縄自然環境事務所 大林所長 表敬	村長室
10/4 (土)	第41回渡嘉敷村野球大会(村体協)	青少年交流の家
10/6 (月) 13:00	自衛隊 湯船さん他	村長室
10/7 (火) 10:00	第1回南部広域市町村圏事務組合理事会	自治会館
13:30	南部市町村会 第2回定例会	自治会館
10/8 (水) 10:00	南部広域行政組合理事会	南部総合福祉センター
14:00	沖縄県港湾協会監査	県庁:港湾課
10/9 (木) 13:15	渡嘉敷村生活コーディネーター委嘱状交付	村長室
15:00	株式会社 カナロア 川島専務との協議 山城観光産業、 新垣総務課長	村長室
10/10(金) 10:30	沖縄銀行 山城頭取他、他2人 表敬	村長室
10/11(土) 11:00	沖縄ハワイ州姉妹提携40周年記念式典・祝賀会	沖縄ハーバービューホテル
10/15(水) 15:00	沖縄県港湾協会理事会・第53回通常総会	八汐荘
17:30	沖縄県港湾協会懇親会	

10/17(金) 13:30 座間味村教育委員会垣花教育長、他3人 表敬 村長室

10/18(土) 2025鯨海峡とかしきまつり 渡小中学校グラウンド

10/20(月) 19:00 国立青少年教育機構 穴澤理事、佐藤理事、山里所長、 那覇市内
新里次長との懇談会

10/22(水) 13:15 国立青少年教育機構 古川理事長への表敬
東京都:国立青少年教育機構

18:00 沖縄県港湾協会 県選出国會議員を交えた懇親会 東京:赤坂

10/23(木) 9:20 (県選出国會議員を交えた)沖縄の港湾を考える意見交換会
東京都:都道府県会館
(國場幸之助代議士、西銘幸三郎代議士、島尻愛子代議士、
宮崎政久代議士、今井絵理子代議士)

10:30 「経済と暮らしを支える港づくり全国大会」 団長 東京都:砂防会館
※ 港湾整備・振興に関する意見発表:渡嘉敷村長 新里武広

14:00 要請活動 内閣府 沖縄振興局長 矢作修己氏 内閣府:大臣室
要請活動 高良沙哉、伊波洋一、窪田哲也、新垣邦男、参議院議員
参議院会館

15:15 要請活動 赤嶺政賢、屋良朝博、金城泰邦、山川仁 衆議院議員
衆議院会館

17:15 要請活動 国土交通省 阿部 賢 港湾局長 国土交通省

10/25(土) 第49回沖縄の産業まつり 奥武山公園内

10/26(日) 14:00 琉球舞踊 燦の会 燦 藤の会 池原雅江独演会 国立劇場 小劇場

10/28(火) 11:00 南部振興会「市町村長協議会」 自治会館

11/31(金) 13:00 小嶺勇夫氏 カジマヤー祝いパレード 渡嘉敷区内

11/ 1(土) 阿波連小学校運動会 阿波連小学校

11/ 4(火) 13:30 陸上自衛隊 表敬訪問 県広域地震・津波避難訓練について

11/ 5(水)10:00 犯罪被害者支援の連携協力に関する協定締結式 那覇警察署
15:00 沖縄県議会「那覇市・南部離島選挙区選出議員」との行政懇談会
自治会館

11/ 6(木) 13:30 内閣府沖縄総合事務局運輸部 運輸安全マネジメント評価
庁舎3階会議室

11/ 7(金) 11:00 内閣府沖縄総合事務局運輸部 クロージングミーティング
普天間首席運航労務管理監、比嘉運航労務管理監、
平良運航労務管理監

11/10(月) 10:00 令和7年度離島町村職員採用共同試験(二次試験)合否判定委員会
村長室

- 13:30 渡嘉敷村漁業協同組合 玉城組合長、外山参事、小久保補佐 村長室
製氷機導入に向けての協議
- 11/12(水) 12:00 渡嘉敷村立渡嘉敷小学校140周年記念式典及び学習発表会
渡嘉敷小中体育館
- 11/15(土) 11:30 株式会社新洋 新垣社長、院庄林業株式会社 森本取締役、表敬
村長室
- 16:00 音もだち フェス 10周年 阿波連:青少年旅行村
- 11/18(火) 13:30 国立公園立地自治体協議会 令和7年度通常総会 衆院議員会館
- 11/19(水) 12:00 令和7年度全国町村長大会 NHKホール
- 15:30 沖縄県南部地域に関する要請・意見交換 内閣府:中央合同庁舎
内閣府 黒瀬政策統括官、石川参事官(企画担当)、十河参事官(振興第一担当)、矢作沖縄振興局長、藤島沖縄振興局総務課長、他
- 18:30 沖縄県町村会 沖縄選出国會議員を交えた懇親会 個室会席北大地
- 11/20(木) 10:00 水産業振興・漁村活性化推進大会 全国町村会館
- 11:00 公益財団法人 日本離島センター 公益財団法人
水 昭仁調査役・総務部長との意見交歓会 日本離島センター
- 11/21(金) 9:30 2025 離島フェア 開会式 沖縄セルラーパーク那覇
～11/23(日)
- 11/21(金) 15:30 松本浦添市長への協力要請 慶良間太鼓同志会結成40周年自主公演
にむけての会場使用要請(金城 教育長) 浦添市役所
- 11/25(火) 南部離島町村長議長連絡協議会 行政視察(座間味村) 座間味村
～11/26(水)
- 11/27(木) 12:00 令和7年度渡嘉敷村敬老会 村中央公民館
- 11/30(日) 9:30 令和7年度渡嘉敷村民体育祭 阿波連小学校運動場
- 12/ 1(月) 18:30 金城泰邦 衆議院議員 第4回国政報告会 那覇市内
- 12/ 4(木) 10:00 渡嘉敷村商工会 古波蔵会長、池間指導員 表敬 村長室
- 13:50 令和7年 渡嘉敷村子ども議会 議場
- 15:30 令和7年度第44回渡嘉敷村役場・国立沖縄青少年交流の家との連絡会
村長室
- 12/ 6(土) 13:30 第39回NAHAマラソンレセプション 県立武道館アリーナ棟
- 12/ 7(日) 9:00 第39回NAHAマラソン 明治橋交差点
- 12/ 9(火) 11:30 沖縄銀行高橋支店 石川支店長、他1人表敬 村長室

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて

60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。

なお、渡嘉敷村議会基本条例第5条第1項第3号に基づく執行部からの反問につきましては、確認したい議員の質問部分を議長に告げ、議長の許可を得た上で発言をお願いいたします。併せて反問にかかる答弁の時間については持ち時間に含めず、別に時間を確保するものとしますので、議事進行に支障のない範囲内をお願いいたします。

それでは順次発言を許します。

はじめに、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは一般質問を行います。まず村出産助成金制度についてを村長にお伺いします。本制度は平成26年4月1日から施行されており、当初5万円の助成から現行の15万円引き上げて頂いております。長年続く物価高で出産に係る費用、本島等のホテル宿泊料、賃貸物件の家賃、おむつや粉ミルク等、子育てに係る費用、生活費の上昇を踏まえて助成金の見直し、引き上げが必要だと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問に答弁いたします。村出産助成金は離島患者等通院費支援事業を活用し15万円を助成しております。また令和5年度より子ども家庭庁の事業として妊婦のための支給給付が始まり、妊娠時に5万円、出産時に5万円の給付も実施されており、合計で現在は25万円の助成給付をしております。

昨今の社会情勢、とりわけ物価高で出産にかかる費用、本島のホテル代や賃貸の家賃、おむつ、粉ミルク等子育て費用、生活費の上昇を踏まえて助成金の更なる見直し、引き上げが必要と考えることは私も妥当だと考えております。特に離島ならではのアクセスの困難さやコスト構造の違いを考慮すると、過去に設定された5万円や現在の15万円の助成が今や現実の負担に追いついていない可能性は高いと考えられます。現状の物価、家賃、医療費、子育て費用などを踏まえ、実態に即した再評価を行うのは住民サービスの観点からも人口維持、少子化対策の観点からも私は合理的だというふうに考えております。

しかしながら、助成金額の拡充には財源確保の課題があります。渡嘉敷村のような小規模な自治体では人口の減少と税収の限界、離島という特性による行政コストの高さなどから財政的な制約があることも理解しなければならないと思っております。

そこで村としては新たな制度設計の見直しが必要だということで今取り組みたいというふうに思っておりますが、特に出産助成金の趣旨が渡嘉敷村外の医療機関において出産する妊婦に対し、交通費及び宿泊費の一部を助成するとあるので、おむつやミルク代等子育て費用に対する助成は新たな制度の新設が好ましいと考えます。また、財源につきましてはふるさと納税寄付金を活用できないかというふうに考えて、ふるさと納税の用途に子育て支援を追加して進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

前向きな答弁ということで、見直してくれるという回答だと思います。先月でしたかね、2023年のデータになりますけれども、出産数10人未満の県内自治体ということで新聞等でも記載がありました。ちょっと紹介しますけれども、渡名喜村が0、渡嘉敷村1名、粟国村4名、北大東5名、座間味村8名、そういった数字が載っておりました。渡嘉敷村1名と。24年、今年も含めてそれほど多くは変動はしていないと思うんですけれども、数が少ないと。一人の女性が一生のうちに生む子ども数を示す合計特殊出生率は全国トップというのが沖縄の強みでしたけれども、離島に向ければ今の数字です。将来出産可能になる子どもそのものが地域から消えていくというような現状です。村長、まずこの数字を見てどうお感じになりましたか。

○ 新里武広村長

これは社会現象問題、少子化といいますかね、人口減少にもこの影響があるのかなというふうに思っております。そこで私の構想の中には、希望する全ての人が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる社会環境整備を行う必要があるものだと認識しております。地域の実情に応じた新対策構築にかかる、特に財政支援の拡充や子どもの保育、教育にかかる保護者の負担を軽減することによって、過疎地域における人口減少の克服につながるものだというふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

村長も前向きに取り組んでいるという答弁をいただいておりますけれども、もし検討しますという言葉が返ってくるのであればと、資料を用意したので、少しでも紹介しながらもう一度確認をさせていただきたいわけですがけれども、これまた新聞の記事から拾ったものですが、これは10月1日現在の数字ですが、渡嘉敷村650人、人口増減率0.76%マイナスですね。因みに近隣の紹介をしますと座間味村が838人、人口マイナス2.44。渡名喜村282名、マイナス4.41と。今、人口減少の、我々の目標である人口減少を止めよう、あるいは維持しようという中でですね、やはり出産に関する補助、将来子どもを産んでくれるそのもの子どもたちをなんとか、これも人口対策の一つだと思うわけです。期間はだいぶ後のことになりますけれども、こういった小っちゃいことを少しずつ少しずつ取り組んで始めて、我々が目標にしている人口減少を食い止める方法だとも思っております。

他に何かもし、ちょっと議長、趣旨と離れておりませんので、ちょっと認めていただきたいわけですが、人口減少に繋がる何か行動というのは他に取り組まれているかお聞きしてよろしいでしょうか。

○ 新里武広村長

これは渡嘉敷村だけの問題でもなくて、過疎地域においては同様な課題があるものだと認識しております。そこで過疎地域、渡嘉敷ほか離島があるわけですが、その首長の集まりの中でも地域少子化対策重点推進交付金というのがありまして、その拡充を求めています。

くというふうな行動も今現在起こそうということで要請しているところでございます。

渡嘉敷村においてはですね、まずいろんな方が渡嘉敷に来られて、渡嘉敷が気に入ってそこで住み着きたいと。しかしながらここで住むには住居の問題が大きな課題となっておりますので、住宅整備についても力を入れてまいりたいと。そこで先ほども言いましたように結婚されて、妊娠、出産、子育てができる環境づくりがとても重要だというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

ありがとうございます。今回の質問の趣旨は、本島と変わらない負担がないよう助成金制度をお願いしたいということで、村長のほうからも前向きであるということでお伺いしています。出産育児一時金でしょうか、50万円というのが国が、さらにこれ無償化にしようということも進めているようです。国もそういったかたちで動いているわけですから、我々村としてもぜひ個人負担がないよう、少ないようぜひ取り組んでいただきたいなと思います。この質問はこれで終わります。

次に、中学校の制服について質問いたします。ちょうど1年前に同じ質問をしております。質問内容も全く一緒です。もう一度、1年経ったわけですからお答えをお聞きしたくて質問いたします。昨今、社会的な変化に伴い県内の複数の中学校において制服の変更が進められております。性的少数者の権利、自由な制服の選択を希望する生徒が増えていることを考慮し、校則の見直しが進んでいます。本村の現状と課題、今後の取り組みについてをもう一度お伺いいたします。教育長、お願いいたします。

○ 金城満教育長

お答えします。本件は令和6年12月議会においてもご質問いただいております。制服の自由選択制度などを明記した校則の見直しについては現状においてはまだ行っておりません。ただし、教育計画にある渡嘉敷中学校の服装、身なり規定では、今年度より注意書きとして、「困り感や不安を感じる生徒は学部の先生や生徒指導担当に相談する」と明記され、生徒の実情や個別の相談に基づき性の多様性への配慮、あるいは防寒、機能性の観点から柔軟な個別対応を講じております。

○ 3番 玉城保弘議員

前回の質問の中で、制服が選択できるという中で、学校が指定した制服、あるいは私服というのが少し混ざってしまって、たぶん教育長も私服なのかなという少し考えもあったみたいですが、制服というのが準制服、学校が正式に、例えばポロシャツに学校の名前を入れるとか、学校が認めた準制服の意味合いです。私服ということではなくてですね。ですので、そういったものを今、例えばこれは高校ですけれども、那覇工業高校、沖縄尚学はポロシャツにしっかりと名前を入れて登下校それを着て構わないという、準制服というかたちで認めているということです。私が今申し上げたとおり、そういった準制服をつくってはいかがですかというお話です。選択できるという中でですね、私服ということで

はなくてですね。私の解釈で受けていますか。分かりました。

次にいきますけれど、この制度を進めるに当たって、生徒会、PTA、教育委員会等の委員会の設置での協議で子どもたちや保護者の意見を重要と考えると。制服の変更について経済支援なども必要であると、見解を伺うと、これも全く同じ質問ですけど、もう一度お願いします。

○ 金城満教育長

議員ご指摘のとおり、生徒、保護者、学校、教育委員会といった関係者全員の意見を丁寧に聴取し合意形成を図ることは不可欠であると認識はしております。制度設計を進める上で生徒の主体的な参画が不可欠であるということも併せて認識しております。このため、まずは生徒会が中心となり、全生徒の意見を把握し、その要望や具体的な意見を基に学校や保護者、委員会と連携し具体的な制度、審議を推進したいというふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

教育長、アンケート等はこれからやられる、もうやられたということですか。

○ 金城満教育長

現状においてアンケートは実施しておりません。これからやるかどうかも含めて今後の検討課題というふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

委員会の設置ということですけども、それほど多く委員会等を設置しなくても意見の言える場所をつくっていただきたいなという思いです。前回この質問をしたときに、教員の方からもすごい興味があると。しかしこれも賛成、反対、学校の中であるわけですから、なかなか意見を言える場がないということもあって、この意見を集約するというので、前回、教育長の答弁の中では、やはりまずはアンケート等でいろんな調査する上で設置が必要であれば設置をしたいということでした。ですからまずアンケートは何よりも先ですよ。学校組織の中の生徒指導、制服ということですから、なかなか我々も直接学校には申し上げられない。教育委員会にしか我々はこういった質問をできないわけですね、教育委員会のほうから学校側に内部のことですので、こういう意見が出ているということで、こういう進め方になるわけですよ。このアンケートというのは教育委員会か、それとも学校側がやるべきものなんでしょうか。

○ 金城満教育長

先ほども申し上げましたが、主体的になるのは学校だというふうに思っております。やはりこういう制服を変えるということは重要なことです。子どもたちのいろんな制服の選択の中ではですね。そういう観点から、まずは学校から声をあげて、学校の中で揉んでいただいて、それからそれを教育委員会が支援するというかたちで進めていきたいなというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

我々も決して私個人で申し上げているつもりはありません。いろんな村民の意見の中で質問しております。ですから質問先がどうしても教育委員会になるわけですが、ぜひこういうことが今起きているんだということを学校のほうにもぜひ意見を述べていただきたい。そして動いていただきたいと思います。

次の質問にいきます。次の質問の前に、実は9月の県議会のほうで、これは高校なんですけれども、県立高校制服の夏場対策についてということで議論がされておりました。県の教育長の答弁がはっきりしておりました。一部の学校では生徒の声を拾い上げ、夏場の暑さ対策としてポロシャツ等の準制服の導入や検討が行われている。制服のあり方については生徒たちから自発的に考え提案していくかたちで議論を進めていると。やっぱり生徒たちから自発的に提案してくれるのが一番いい方法だろうということで県の教育長も進めているという答弁をされております。

ですので次の質問になるわけですが、県が推進しているが、校則等の内規に反映しなければいけない。つまり学校や生徒、保護者において協議、意見を踏まえながら校則を整備しなくてはならないということです。

答弁いただきましたけれども、これは総まとめになります。今年の質問から1年が経つと、進捗状況ということです。もう少しまとめますと、最終的には学校の校則なので、どこまで立ち入れるかということになるかと思いますが。ですからそういう申しあげたことを教育長のほうからちょっとまとめていただいて、先ほど教員からも少し興味があるというお話も聞きました。父兄からも少しは聞いております。そういったことをまとめていただいて、学校のほうに提案するという事はやられますか。

○ 金城満教育長

議員が先ほどおっしゃったように夏場の暑さ対策については、これはとても今温度が高い状態が夏場続いておりますので、子どもたちが要するに快適に勉学に励むというのはとても大事な事だと思っています。その中の服装もとても大事だと思っています。そういうのを勘案して、今議員がぜひそういうポロシャツとか準制服を活用したらどうですかというご意見はとてもいいことだと思いますので、ただし、先ほど私少し触れましたけれども、どうしてもこれは教育委員会主導でやるというのではなく、やっぱり学校側、生徒が主体となってやるのが重要だというふうに考えておりますので、私たちが学校と協議をしていないわけではありません。この件については去年ご質疑をいただいた以降、協議も重ねております。その中でやっぱり学校側も生徒が、あるいは保護者が、この制服では夏場とても暑いんだよと、そしていろんな方向性から制服を変えるという気運が、情勢といいますかね、上がってきた中で、そしてそれが学校が取りまとめて教育委員会と協議しながら、そして進めていくのが一番いいかたちではないかなというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

そのためにもまず一番の主人公である生徒の皆さまへのアンケートがすごく大事になっ

てくるかと思えます。ぜひ学校側をお願いをして、まず子どもたちがどういうふうを考えているかをぜひ聞かせていただきたい。もちろん全員が反対であれば終わりますけれども、進めたいという生徒がいればぜひ、私もいろいろと調べておりますので、ぜひ協力していきたいので、教育長、まず学校にこういう意見があったということ、ぜひお伝えしていただき、まずアンケートからお願いしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、4番金城渉議員の発言を許します。

○ 4番 金城渉議員

おはようございます。通告書に従って質問させていただきます。質問の順番を1番と3番を入れ替えたいんですけれども、議長、よろしいですか。執行部の皆さん、よろしいですか、資料。

3番、とかしきマラソンについて伺う。①今年も自衛隊に参加協力を村側から要請したのでしょいか、村長。

○ 新里武広村長

これから要請に向けて今準備しておりますので要請する予定でございます。

○ 4番 金城渉議員

分かりました、これから要請ということで、村側からの要請ということでいいですね。

②実行委員会の進捗状況、具体的にいうと何回準備委員会を開いたのか。ボランティアも計画どおりに進んでいるのか。もしくは参加者の定員、何割ぐらいが今集まっているのか。そういう全体的な進捗状況をご説明いただければ。

○ 新里武広村長

ただいまの質問で、この場で答弁できない面もあります。実行委員会総会を去った6月10日に総会を開いております。それ以降については担当課、観光産業課のほうから答弁させたいと思えます。あと今現在何名集まっているか、エントリー者ですね、それについては資料が下にありますので、この質問にはなかったものですから持ってきておりません。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。先ほど村長からありました総会は年に1回開催しております、今年度事務局会議ということで事務方の会議は2回実施しております。

○ 4番 金城渉議員

内容はこういった内容でしょうか。

○ 山城淳観光産業課長

お答えします。内容については、マラソンに向けての各部がありますので、そちらのほうとの意見交換とか、どのように進めていくかというような内容となっています。全体的な話なので、例えば今回の大会でどういったものが必要ですよとか、例年どおりこういうものがありますよとか、そういう確認をしている会議です。

○ 4番 金城渉議員

内容を具体的に聞きたかったんですけど、要するに大会の趣旨は毎年同じだと思いますけれども、内容、対応、ボランティアの募集人員だとか、例えば私が毎年懸念している自衛隊の参加、村長のほうが先に答弁していただいたんですけども、村側から自衛隊に先に要請していると。会議の中で、去年、私たちが指摘した部分、自衛隊の協力なしでの健全なスポーツ大会としての運用はできないのか、そういう議題は一つも挙がっていませんか、この会議の中で。私たちは去年からずっとそれを指摘していますよ。自衛隊なしでは運用できないマラソン大会になっているのか。もしくは別の意図があって村長のほうから自衛隊と仲良くするというか、別に意図があって自衛隊に参加してもらっているのか。そのへんを私たちは勘ぐっているところなんですよ。なので具体的に会議の中でボランティアがどこが足りないのかとか、そういう話し合いは議題に挙がりましたか。

○ 新里武広村長

総会等においてもその他の分野でそういった話は出ておりました。会議録には載ってありませんけれども、これまでコロナ禍が終わって来年3回目を迎えるわけですが、その中でも運営するにはかなり厳しいというご意見もありまして、その中からこれはもう前回は答弁してありますが、自衛隊の自治体支援ということがありましたので、その自衛隊のお力を借りてやらないと運営も厳しいのではないだろうかというふうに思って今現在要請しているところでございます。

他の別の意図はないかということでもございましたが、自衛隊におかれましてはですね、これずっと與那嶺議員をはじめ議員の方々からいろいろ言われております。特に迷彩服で大会に参加するということは周辺地域の緊張を高めるのではないかとかですね、軍事的な状況ではないかという印象を与えるということが常に私も懸念して、特に住民も不安を感じるというふうに思っております。

しかし、自衛隊の任務としては、特に離島である渡嘉敷村においては緊急患者の空輸であったり、不発弾処理、あと災害援助など日常生活の安全を支える分野では大きな役割を果たしているというふうに理解しております。県民の生活を守るという観点からも地域、自治体との連携は欠かせないというふうに私は思っているところでございます。

その中で、昨今の東日本大震災であったり熊本地震、能登半島地震、この間ありました南北の豪雨災害等におかれましたが、多くの自然災害の中で自衛隊は被災者支援や救助活動に尽力してきたということでもございます。更に民間支援や防災訓練の協力など多岐に渡る活動をされていることで、渡嘉敷村マラソンにおいても自治体支援という観点から応援

を依頼しているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

防災等の活動もしくは緊急輸送、搬送の業務、これは前回も私指摘した部分ですけれども、彼らの業務です。自衛隊法にうたわれている。ボランティアでやってくれている仕事じゃないということは村長ご理解いただけますか。今のお言葉だったらやっていただいているので、というふうに捉えているんですけども、僕の意見としては彼らのあれは業務です。消防署が火事に出向くのと、命がけでね、警察が警察活動をするのと、命がけで、それぞれの業務ですあれは。村長どのようにお考えですか。

○ 新里武広村長

それらの業務のなかで、やはり自衛隊と自治体が連携する必要があるというふうに私は認識しております。それは正しく理解していただくことがとても重要だというふうに考えておりますので、とかしきマラソンにおいても支援を要請しているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

とかしきマラソンをスポーツイベントに無理して絡めていないかと。要するに自衛隊と非常に密にされている首長さんの地域、石垣とか与那国とか宮古、こういうトライアスロンとかそういう市民イベントにどんどん入って行って、住民懐柔を、一般のイベントに迷彩服姿を現す、参加する、住民対策、懐柔、要するに目を慣らしていくという、抵抗を無くしていくという、私はひとつの組織的な行動だろうと個人的に思っております。これを主張されている村民の方や県外の方がどう捉えるかはいろいろ賛否両論だと思いますけれども。

防災活動とか、そういうのはどんどんやっていただいて、逆にお願ひしたいほうです防災活動とかね。先月かな流れたけれども、私も手をあげて参加する意思を示しましたけれども、天候不良で流れましたけれども、ああいう防災活動に関しては自衛隊さんと常に協力していただきたいと、それに関してはね。ただ私が何回も指摘するのは、健全なマラソン大会、スポーツイベントに、なぜそこまで必要なのか。村長の答弁のとおりどうしても運用できないから、ボランティアの数がどこどこで足りないから、どの場所が足りないからそこを補ってもらおうというかたちではなくて、自衛隊さんとの協力関係を保ちたいからこういうイベントも積極的に招致して、ご理解いただきながら関係を保ちたいという材料になっているのかなと、今の答弁では。そういうふうに理解しているんですけども。今後ずっとマラソン大会は自衛隊ありきというお考えでよろしいんですよね、今の答弁では。どうぞ。

○ 新里武広村長

この問題はですね、役場内でもいろいろお話をしております。もし自衛隊の協力がないととかしきマラソンの運営についてはどうかという話もされております。自衛隊の協力がないとかなり厳しいのではないだろうかという意見もあります。特に大会中、私が懸念し

ているのもいくつかあって、大会中もし自然災害が起きたときのことも私の中ではある程度想定して、その時どこが対応してくれるのか、災害救助という意味合いでもそういった自衛隊のお力を借りながら、そこも目を向けていただければというふうに思っております。

金城渉議員がおっしゃるとおり自衛隊なしでできないかということに関しましては、もし金城議員が自衛隊以外でもできる方法があると、こういった人材がある、そういった団体があるとおそらく腹案を考えているかと思っておりますので、ぜひ教えていただきたい。よろしく申し上げます。

○ 4番 金城渉議員

ぜひ会議に参加させてください。まずその資料を見ないと、どこが何が足りないか、それは私も積極的に協力します。ぜひ参加させてください。今のお答えに返します。私に名案がないかということのを投げてきましたけれども、出しましょう。ただ1から10まで参加させてください会議に。内容を精査しますから私も。どこにボランティアが足りないのか。もしくは渡嘉敷村の器でやるべきだと私の基本的なスタンスはね、渡嘉敷村の器でやるべきだと思っております、大会は。器を超えているから自衛隊さんをお願いしないと成り立たないという村長のご意見かもしれませんが、私は基本的に自分たちの器でやるべきだと思っております。なので積極的に参加しますので、案を出しますから、会議には必ず声をかけてください。今のお答えにお返しします。よろしく申し上げます。いいですか村長、これで。

○ 新里武広村長

とてもいい案が出てくればとても嬉しく思っております。ただ付け加えてですね、この運営について自衛隊さんの方々は前々日から来られて会場設営、あるいは当然当日も含めて、あと翌日の片付けまでやられております。自衛隊さんの中には技官、いわゆる医師資格を持っていたり、看護師資格を持っている組織でございますので、緊急時も対応できるということでございます。今、私の中ではそういった対応できる団体が私の中には今のところはありませぬ。命どう宝という団体があっといういろいろ協力はしてもらっておりますけれど、それでも当日来てしか対応していないと、前日かな、しか対応してないというところもあります。それも鑑みてやっぱり前々日ぐらいから入ってきて会場設営等も協力してもらわないと運営は成り立たないのかなと。それだけ職員に負担かかったり、他のボランティアの方に負担かかったり、前回は議員の皆さんにもお力添えをいただきましたけど、もっと負担が出てくるもんだと認識しております。このへんも踏まえてそういった会議でいい話が出てくると思っておりますので、ぜひお声をかけさせてください。

○ 4番 金城渉議員

じゃあ声がかかるのを待っています。内容を精査しましょう。私のスタンスはあくまでも渡嘉敷村でできる範囲内の大会というスタンスを持っていますので。村長がどれだけの規模を求めて、村長が理想とする規模に達するために職員に負担をかけているだとか、人

材が足りないだとか、なので自衛隊さんをお願いしていると他所から。今のお答えではそういうふうに捉えているんですけども、あまりにも村長の大会規模の大きさ、規模が私は大きすぎるのかなど。自分たちの役場で渡嘉敷村でできる範疇を超えているのじゃないかと、そういうふうに私は理解しているんですけども、どうですか、村長。

○ 新里武広村長

その規模の大小によって、場合によっては中止、あるいは無くすということも金城議員の中ではお考えなんでしょうか。

○ 4番 金城渉議員

無くすとか中止ということは一言もつかっていません。人を追い込むような新里村長のいつもの癖ですけども、一言もいっていません。自分たちのできる範囲内での行事をしましょうということですよ。村長、中止とかという言葉は一言もつかっていません。よろしいですか、確認します、どうですか。

○ 新里武広村長

定数とかエントリーの数とかは実行委員会、総会等で決めた数でございます。それを成し遂げるために今言った政策をお話しているところでございます。

○ 4番 金城渉議員

その実行委員会ですよ。定数を先に決めて、後からつくるからおかしいんですよ。実行委員会というのはこのイベントを成し遂げるために準備する委員会ですよ実行委員会というのは。自分たちができる範囲内はこれだけですよ、対応できる範囲はこれだけですよ。そこから逆に定数を提示していくわけですよ本来は。本来のこういうイベントの準備というのは。だからさっきから僕が繰り返し言っているのは、村長の規模が高すぎると。定数を決めてそこに実行委員会で業務をはめていくという、逆なんですよ、発想が。

以上です。話を戻しますけれども、自衛隊ありきでという村長のお考えは明確に得られましたので、今後もマラソン大会は自衛隊さんの協力なしにはやっていけないというお答えでいいんですかね。そういうふうに私はその質問に対しての村長の答弁で受けておりますけれども。

○ 新里武広村長

2月の大会は自衛隊に支援を求めて大会を行うということでございます。今後、自衛隊ありきという言葉は一言もつかっておりません。

○ 4番 金城渉議員

先ほど村長おっしゃってましたよ。今の規模で運用するには自衛隊がどうしても必要だと長々と説明されてましたよ。後で議事録読み返してくださいね。時間がないので。あります？ 村長、なにか。

○ 新里武広村長

後で議事録を確認してみたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

1番のライフセイバーの契約、入札について何うに移ってもいいですか、1番に戻しましょうね。1番、ライフセイバーの契約、入札について何う。①昨年度の11月ですか、参考見積の時点で、2千万円も高い業者と契約を結んでいるが、なぜか。

○ 新里武広村長

反問権よろしいですか。

○ 當山清彦議長

新里村長の反問を認めます。事務局はこれより残り時間の停止をお願いします。

○ 新里武広村長

質問の要旨というのがですね、ちょっと私たちのところに1行ちょっと余りで、よく詳しい、どういったことが聞きたいのかというのが理解できておりません。もうちょっと詳しくですね質問の要旨を説明願えればというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

昨年度の参考見積もりの時点で、A社は2千800万円、B社は5千900万円出ているんですよ。結果として5千900万円、高い倍近い見積もりを出したB社が今回受託しているんですね。そういうことです。これだけの金額の差を埋めるぐらいの理由はあったはずなんですね。その説明をしていただきたいということです。

○ 當山清彦議長

反問に対する回答がありましたが、新里村長、今の回答でよろしいですか。

○ 新里武広村長

理解できました。答弁いたします。

○ 當山清彦議長

以上で反問権の行使を終了いたします。事務局は残り時間の解除をお願いいたします。

○ 新里武広村長

ご質問にお答えいたします。令和7年度渡嘉敷村海域安全確保委託業務については先ほど2者から見積もりをもらっております。この2社の見積もりを参考見積もりとして平均といいますか、積算上限額を設定してプロポーザルを実施しております。

○ 4番 金城渉議員

私が質問しているのは、この金額の大差、いわゆる倍近い金額。高いほうを受託したという大きなポイントを説明してくださいという、今村長からの反問権に対してそれを提示したわけですけれども、今の村長の答えは答えになっていません。反問権を出した村長のほうからきたんですから、私は具体的に説明しました。村長は了解しました。それに対してちゃんとお答えください。お願いします。

○ 新里武広村長

2社から見積もりをいただいて、その平均をとったのがこのプロポーザルを実施する上

で積算上限額を設定した金額となっております。

○ 4番 金城渉議員

あまりにも単純ですよ。昨年度は2千400万円で、一昨年から、受けて事故もなくその事業を成し遂げているわけですよ。今回入ったB社、5千900万円で入札した、と今回出したA社2千800万円。その単純に中をとって設定額を出したということですよ、今の答え。あまりにも単純すぎませんか。それと税金の重要度というものをあまりにも認識薄いんじゃないんですか。実際に2千800万円できるという業者がいるわけですよ。相手が極端に高い5千800万円で出している。単純に中を取って決めたと単価を。あまりにもひどすぎますよ村長それは。中身を見てですよ、倍のセキュリティ、要するに倍の安全確保はB者から出たと、提案されたと、内容を精査して。それなら5千800万円、高いけれども中を取って4千400万円かな、参考見積もりを設定しましたというお答えだったら道理は通りますよ。今の村長の率直なお答えだと、正直な答えだと思うんですけども、単純に中を取って決めましたと。これ行政、大丈夫ですかこれで。内容を精査してませんということですよ。どうですか村長、もう一度。

○ 新里武広村長

特に問題ないというふうに理解しております。

○ 4番 金城渉議員

私が言っているのは受託金額の多さですよ。2千800万円で十分できるという業者がいる。5千800万円提示して中を取って4千800万円かな、2千万円アップしたという内容を聞いているんですよ。2千万円アップするためのポイント、どこを評価したかを聞いているんですよ。結果としてこの業者、今年2回死亡事故起こしていますよね、2件。プラス溺れた子どももいますよ。事故が数件ありますよ。結論から言ってしまったけれども。村長は不思議な顔をしているけれども、死亡事故なかったですか、今年。ありましたよね。前回の議会でもお悔やみ申し上げていましたよね、村長ね。私が言っているのはこの2千万円アップした内容、どこに2千万円ものポイントが付いたかということを知っているんですよ。どうぞ村長。

○ 當山清彦議長

質問時間があるので、協議する場合は休憩してください。

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

2千万円の開きということでございますが、先ほども申しましたとおり、業者から見積もりをいただいて、高いところ低いところもあります。たまたまその時は2社の見積もりが上がってきたと。先ほども申しましたとおり、その平均を取って積算上限額を決めてプロポーザルを実施したということでございます。

○ 4番 金城渉議員

はい、分かりました。非常に税金のつかいかたとしては残念ながら無駄遣いというか、2千万円もプラスする理由は単純に相手が高額の見積もりを出してきたので中を取った。相手が高額な見積もりを出してなければ中を取ってもっと低いはずですよ、計算上は。これ出来レースですよ。あとは順番よく質問しますけれども。プラス2千万円付けて委託したというのは単純に見積額の中を取っただけ。何度も繰り返し質問しましたけれども、内容の精査はしていないということですか。

○ 新里武広村長

内容の精査等については2番に関連してくるかと思います。金額だけではこちらはやっておりません。きちんとした選考委員会で審査した上で決定しているところでございます。詳細については審査委員の委員長は副村長となっておりますので、必要であれば答弁させていただきます。

○ 4番 金城渉議員

2番に行く前に1番の結論から、村長の答えから、2千万円も去年よりも多く委託金を設定して委託したというのは、両者の見積もり金額の参考見積もり金額の中を取ったということですね。分かりました。

②選考委員の評価点が、一律に今年度指名した業者に高得点をつけていて、もう一社は昨年度まで実績のある(人命救助)業者にもかかわらず、評価点が低いのは何処に評価されない要因があったのか。これ選任委員会の委員長、副村長のほうにお聞きしたいと思います。

○ 神里敏明副村長

このプロポーザルにつきましては既に終わって結果が出ている案件ではありますけれども、委員として私も参加をいたしました。参加業者の2者のプレゼンテーションを実施して、各委員が厳正に評価した結果だというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

評価の内容までは秘匿する部分だと思うので質問しませんが、私が請求していただいた資料の中で、評価委員から各々個々に点数内容を聞けないので私なりに資料を基に精査したつもりですけど、その請求した資料がですね、全て黒塗り、30枚ぐらいの資料がきているけれど全て黒塗りで精査のしようがないんですよ、私たち。特に資格者、今回私たちが気をつけているのは、事故現場でライフセイバーの対応の仕方がまずかったという声が非常に多く聞こえたわけですね。いろいろヒヤリングしていると、今回のライフセイバーのスキルがあまりにも低すぎないかと、そういう評価が現状あるわけですよ、現場で。実際救助に携わった方たちの中から。その実態を調査するために資料を請求しました。配置されているライフセイバーの有資格者等の。そしたら今日手元に資料ないけれど、40人ぐらいのライフセイバーの資料を出されたわけですよ。渡嘉敷は配置5名ですよ。40

人がこの団体からローテーションで回ってきてはいませんよね。どうですか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

今、金城議員から求められている質問について、今、手元に資料を持っておりません。質問の趣旨にこういったことを入れてもらえれば助かったんですけど、今持っておりません。ただ40名近くいるメンバーの中から変更があった場合には変更届けを役場のほうに出して、これをまた、警察の方にも届け出るという仕組みになっております。

○ 4番 金城涉議員

私が、質問したのは、現場で現状、ライフセイビングという業務に携わっている方たちのスキルをどのぐらいの経験者なのかというのを調べたかったわけですよ。ああいう40名も今村長がおっしゃったように、どうもね、ごまかしごまかし、わからなくしようとしている意図があるわけですよ、皆さんの対応が。たった5名しかいないわけですから、今村長おっしゃったのは交替方法ですよ、そうでしょう、警察に届けてそうでしょう。私が聞いているのは、この5名ほとんど年間変わってませんよ。ここに配置されたメンバーは。このメンバーが、どのぐらいのスキルを持って経験しているのかというのを調べているんですよ。なので皆さんの方で採用しているわけだから、皆さんの方が詳しいだろうということで、この場で質問しているんですよ、まあいいですよ、後で皆さんが故意に紛らわしくした資料なので、後でまたすり合わせしましょう。どういう会社が受託したのか、それも調べようと思ったら登記簿全て真っ黒、会社名すら載っていない。写っているのは外枠だけ、登記簿なんて、秘匿するものじゃないですよ。個人情報でもないですよ。村長それ登記簿の公開というのはどのようにご理解されていますか。

○ 新里武広村長

ちょっと私の理解は不足しているかと思います。

○ 4番 金城涉議員

まず順番的に情報公開開示条例で、私は請求しました、いただきました。担当者が資料を作るでしょう。最終的に村長がチェックして出して良いか、悪いか、しますよね、判断はね。全て最終的には村長の責任ですよ、でたらめですよ、でたらめ。情報を開示して、お互い検証して事故があったんだから、今後事故が無いように前向きにお互い協力しながら、改善していくというのが、本来、皆さんあなた方の仕事ですよ、これは。私たちが追求して追求しても資料を隠す、それは間違っていますよ、村長。大体、会社の登記簿なんで、募集要項に公募の会社団体の概要というのがあるんですよ。これを出せばいいんですよ。そしたらどんな会社がやっているかわかるわけだから。

これを私勘ぐっているところは、お金の話をしているけれども2千万まるまる儲けです

よこれ、まるまる儲け、このお金どこにいったんですかね。見積書の内容で宿泊先も村長、弟の宿ですよ、月30万なっていますよ、見積書に違いましたかね、村長どうぞ。

○ 新里武広村長

はい、宿泊先は、そういうふうになっております。

○ 4番 金城渉議員

村民の方がこれを聞いてどう判断するかは、ちょっとわかりませんが、まあ取り敢えず事故があったんだから、改善しましょうよ。お互い協力的に改善する方向に意識を持っていただけていますか、村長、どうぞ。

○ 新里武広村長

前回の議会でも答弁いたしました。事故の原因要因等についてはきちんと精査していこうというふうに答弁したつもりでございます。ただ、このライフセイバー契約、入札等についての質問事項からすると、この質問の要旨について詳細については書かれていないので、こちらで答弁の資料を準備しておりません。ですから質問の要旨、趣旨が細かくわかるような質問の仕方であれば資料も答弁もしやすかったと思いますが、突然言われてもこちらとしては、大変躊躇する面もでてくるし、答弁できない面もあります。

○ 4番 金城渉議員

資料に関してはごく一部ですよ、今の答弁、村長のお考え方を今聞いているんですよ。協力して改善していきましょうねと、こっちは投げているんですよ、素直にはいと言えればいいんですよ、それだけです。

取り敢えず②はうやむやで終わってしまうけど、取り敢えず時間がないので、③実際の委託予算は県から前もって提示されていたのか、概要が内々に、それはどうでしょうか。

○ 新里武広村長

委託料の金額については、沖縄県から提示されることはございません。

○ 4番 金城渉議員

内々にですよ。これ県でもいろいろ話題になっている案件で一昨年、県議でもこの予算の提案があって、概要、概算が県に沖縄県の海洋面の安全対策云々というタイトルで県が国から予算を相当貰っていますよね。その中で交付金として各自治体に安全対策の予算として対応してもらっていると思うんですけども、交付金というかたちでね、交付金なので前もって内々にどのぐらいの予算がつけれるというのは通常はあるじゃないですか、交付金は概要が、ちょうど今頃かな時期的に、それをお伺いしたんですけども、ないということになりました。

若干前後しますけど、④今回受託したB社と落選したA社、両社の損害保険事故の際のね、見積書に私が請求した参考資料の中に、保険証書も請求していますが、出て来ません。そこは村長ご覧になっていますか？ 保険の内容。

○ 新里武広村長

資料は一回は回ってきますので、一応確認はしております。

○ 4番 金城渉議員

違和感感じませんでしたか、内容に。

○ 新里武広村長

どういった違和感なんでしょう。

○ 4番 金城渉議員

ということは村長、中身は見ていませんね。何も感じなかったということは、5千900万提示した、結局4千800かな、落札して受託した今回のB社、1人あたり傷害賠償1千万円ですよ。A社は1億、たぶん0が1つ違いますよ、桁が。総務課長、違いましたかね、今の、B社は1千万じゃないですか。資料があるのなら確認してください。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

補償額については、2社のうち1社が1億、これ1人につき1億。でもう一社が1億、1事故については5億、もう一社が3億ということで、私の中には資料として持っています。

○ 4番 金城渉議員

私の手元に情報開示請求できた保険証書とじゃあ違うんですね。あとで合わせましょうね。私がいただいた保険証書両社の、あとで照合しましょう。じゃあこれは後でお互い合わせます、内容は。

4まで済んだんですけれども、統括して、遊泳に関しては死亡事故を起こしているのちょっと再度話を戻しますけれども、契約時に業務仕様書作りますよね、契約者業務仕様書ライフジャケットの着用指導及びルールの厳守を周知するように、それについての記載はしていましたかね。

○ 新里武広村長

申し訳ございません。何度か言っていますけど、質問されるときにはちゃんと質問の要旨を書いてもらえれば資料の準備もいたしますし、この場では今答弁を差し控えさせていただきます。

○ 4番 金城渉議員

じゃあ資料がなくてもいいような質問で安全対策のね、これに関してライフセイバー側は要するに現場を見ている受託業者と委託した村との契約に関してですよ、認識は同じ認識で取り組んでいますかね。要するに具体的にいうと、遊泳区でのライフジャケットの着用義務、これ今回のライフセイバーから、しなくてもいいというふうになっているんですよ。これ前回の議会でも質問しましたけれども、村としてはこのルールの変更はかけていないと思うんですね、現場側と委託契約者と村とのルールの認識のずれはないですか。村

長、前回も聞きましたけれども、これ安全対策に関してですよ。今年からライフジャケット着なくてもいいとなったんですよね。村としてはそのルールの変更をかけたんですか。それとも業者が勝手に判断して現場で対応しているのか、そのへんの確認をさせてもらって今この質問していますけれども、これは資料必要ないですよ。

○ 新里武広村長

先ほども申し上げております。一般質問の通告書にありませんので、この件については答弁を差し控えさせていただきます。

○ 4番 金城渉議員

関連してという僕の考えなんですけども、特に資料も必要ない、通常の確認事項だと思っておりますが、再度確認します。遊泳監視区域で強制的にこれまでライフジャケットを着るようにとルールにも載っているんですけども、今年度の監視員からはジャケットを着用しなくてもいいというふうになっている。これルールに違反しているんですけども、委託側の村と受託側のライフセイバー会社、認識のずれはないかの確認です。特に資料は必要ないと思っておりますが、どうですか、村長。

○ 新里武広村長

先ほども答弁しました。この件については差し控えさせていただきます。以上です。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城渉議員

さっきからずっと僕も意見、安全対策に対してね、事故の検証委員会を設置しましょう。議会では時間が限られているのでなかなか前に進まんけども、これ提案です。事故の検証委員会を設置して、行政側と当事者ライフセイバー、地元のマリン業者、これまでルールを作ってきた、そして議会議員、設置して来年度に向けて事故がなくなるような、前向きな対策をしてほしいと思っておりますが、村長どうお考えですか。

○ 新里武広村長

この件についても質問等の趣旨に書いてありません。検討いたしますけど、この場では差し控えさせていただきます。以上です。

○ 4番 金城渉議員

一般質問に書いていないからこんな大切なことお答えできないって、村長、あなたの考え方を聞いているだけです。一般質問、別に書く必要ないですよ、こんなの考え方を聞いているだけだから、それでも返事しないということは、やる意思がないというふうに捉えられても仕方ないですよ。また改めて要請します。議会からね。

1番終わって、次に2番の住宅問題に移ります。今年度の新築の計画があった部分の進捗状況、それをお願いしたいんですけど、これは村長でいいですか。

○ 新里武広村長

今年度の新築ということでございますが、交付金によって今2段階で構えておりました。いわゆる村営住宅については、いわゆるこれ一括交付金を活用しての建設を予定しておりましたが、村営住宅の建築工事の発注につきましては補助率が当初見込んでいた10分の7から10分の3へと低くなったことなど、事業の条件が折り合わなかったことにより本年度は実施に至っておりません。

もう一つ、沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用した地域雇用の創出、移住定住人口の増加、今後の安定した人材確保、さらには住宅不足の解消を目的とするいわゆる多用途住宅の整備につきましては、令和8年度の事業着手を目指し現在、関係省庁と採択に向けての調整を進めているところでございます。以上です。

○ 4番 金城渉議員

前回の補正でプラス2千万でしたかね、加えた渡嘉敷の住宅の話があったじゃないですか、プラスさせてトータル2億4千だったのかな、あの案件のことですよ、今おっしゃっているのは、村営住宅。それは今はもう流れたということですね。あれはもうゼロからの見直しがいいと思っています。私の意見として4世帯2億4千万でしょう。計画は1世帯5千万、約6千万の住宅ですよ。超高級マンションですよ、これ。十数年前のたぶん設計契約だったと思うんですけども、一旦白紙に戻して、今風の鉄骨造りだとか、それに変わればもっと予算が減額されて、県や交付金の交付が受けやすくなると思います。これはもうちょっと考えられない。4世帯入るコンクリート住宅2億4千万かな、予算付いて、1世帯当たり6千万の部屋ですよ。これちょっと常識外れていると思うので、これを白紙に戻して、改めて申請しないと到底交付金なんか下りることはないと思います。どうですか、村長。

○ 新里武広村長

住宅を造るときには、住宅の何と申しますかな、いろいろ駐車場用地が必要であったり、いろんな条件があって、そういった金額になっております。村営住宅についてはRCで今検討しております。当然木造、先ほどいった鉄骨も考えておりますけれども、現在のところ県とのやり取りではRC住宅でいくということでございます。

○ 4番 金城渉議員

1世帯当たり6千万の家をいまだき造るということに、村長のお考えは変更なしということですか。

○ 新里武広村長

はい、これにつきましてはですね、補助率が本来10分の7をいただければ村の負担も少なくなると、しかし県からの配分ですね、これ全県での配分となりますので、それが割り振られたときには10分の3しかこないということで取り下げをしております。今度の補正でも計上してありますけれども約2億余りの建築費用がかかります。そのうちの本来でし

たら約2億の1億4千万は県からいただくと残りの6千万余りを村で負担するというような計画をしておりますが、この補助率が当初見込んでいた金額よりも下がったものですから、当然、脆弱な財政状況ですので、それを見直していこうということで取り下げております。

○ 4番 金城渉議員

村長、どちらですか。取り下げて白紙にしたということでもいいんですか。さっきはRCで計画をしていますと言いながら、話の途中から取り下げという話になっている、どちらですかね。

○ 新里武広村長

今年度は取り下げているということです。次年度に向けてまた新たに進めていくということでございます。

○ 4番 金城渉議員

2億という数字も間違っていますよね。補正プラス2千万やっていますから、2億4千になっていませんか。はい、ここも注意してくださいよ、村長、2億じゃないですよ。2億4千万ですよ。RCに仕様変更すべきだと思っています、僕は。すみません、鉄骨に安い方に、今この10年間、渡嘉敷村ではみんなそれを造って実績あるじゃないですか。鉄骨造り、この10年RC一つもないんじゃないですか。コンクリートは。1世帯当たり6千万つきますよ。はい、それをもう一度、回りのご意見も聞きながら現実に近い村の運用、税金の無駄使いがないように、村にとって利益のあるような、村長としての指導力を発揮していただきたいと思っています。

あとは時間がないので、これで終わります。よろしくお願いします。

○ 當山清彦議長

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ 5番 新垣一史議員

皆さん、こんにちは。では早速通告書に従って進めていきたいと思いますが、時間の都合で3番目の水道管の老朽化についてを伺いたいと思います。

11月24日、本島大宜味村での導水管老朽化による破損で、本島、中南部において広範囲の断水がありました。本村でも同じような心配はないか。導水管、送水管また配水管の現状と対策を伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。まず答弁として4つの視点から答弁させていただきます。まず、導水管の老朽化の状況及び耐震化について、本村の導水管につきましては、敷設後一定の年数が経過している区間もございますが、これまで定期的な点検と必要な修繕を行

い適切な維持管理に努めてまいりました。耐震化につきましては全国的に基幹道路の耐震適合率が十分とはいえないということで、昨今の新聞等で報道されている状況であります。本村においても今後の重要な課題として、この件については認識しているというところでございます。

次に、単一路線であることに伴うリスクと対策でございますが、本村、導水管が単一路線であることから破損時に代替ルートにより供給が困難であるというリスクを認識しております。たまたま大宜味村におかれましては、2回路があったということで復旧も早かったというふうに認識しております。そのため水道施設の更新計画や補修計画の中で、特に基幹となる導水管の確実な維持管理を最優先事項として位置づけております。今後も劣化状況の把握と適切な更新補修を計画に進めているというところでございます。

次に、破損時の点検体制、復旧体制の強化についても取り組まないといけないというふうに思っておりますので、渡嘉敷村においては導水管は山間部や地下深部を通ることが多く、破損箇所の特定に時間を要することがあります。本村では異常時の通報体制や現地確認体制を今後強化すると共に沖縄県企業局及び関係機関との連携を密にし、復旧作業の迅速化に努めていかなければならないというふうに認識しております。今後も専門的な人材の確保、ここはとても問題だと思いますが、人の確保ですね、専門的な知識を持った人材の確保を進めていくと同時に、点検機器の活用や情報共有体制の改善など監視点検体制の強化に努めてまいっていくというところでございます。

次は、水道広域化の効果と今後の方針ということでちょっと考えてみました。水道広域化、今、沖縄企業局が入っておりますので、そのへんを踏まえて考えたことですが、本村では令和6年去年の9月27日より水道広域化施設整備事業に基づき沖縄県企業局から水道用水の供給を受けております。これにより安定した水源の確保や設備管理の効率化が図られ水道供給の信頼性向上に繋がっているものだと認識しております。今後も沖縄県企業局と密に連携し、広域化のメリットを生かしながら安全で安定的な水道供給に確保できるよう計画的な更新と適切な、維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

説明を受けたんですけれども、まず導水管について点検、修繕等をやってきてはいるが、振動耐震等の懸念があるということと、あと破損時に単一なので代替ができないという、あとは復旧までの破損場所の特定だったりとか、そういったものにも時間がかかって、懸念材料がけっこう多いですね。これに対して人材確保というのも大事ということだったんですけれども、今2つ目に答えてもらった広域化がはじまっているので、その人材専門家スペシャリストというのは広域、企業局のほうの方たちと連携して、村の方で確保しないといけないもんですかね。企業局と連携してできることなのかどうなのか聞きたいです。

○ 新里武広村長

このへんについてはですね、やっぱり先の大宜味の件も沖縄県の問題もありましたので

やっぱり企業局と連携をしていかないと対応できないものだと私は認識しておりますので、早めに企業局と協議調整してまいりたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

人材確保がネックになって、これが進まないということはないということですのでよろしいですかね。企業局と協力してできるので早急に問題解決に取り組めるということですのでよろしいですか。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えいたします。もちろん役場の人材も必要なんですけども、今皆さんご承知のとおり水道業者が渡嘉敷村にいらっしゃいません。そういった事情もありますので、例えば何か漏水が起こったとなると、基本的には専門業者那覇のほうからお呼びしなければならぬという今現状になっています。それも踏まえてですね、村だけではやはり厳しいところもありますので、そういった事業者の村にどうか誘致なり確保そういう連携も含めて企業局にもそういった事業所がないかどうか、お伺いしながら先日も会議がありましたけれども、どうか企業局の方にも支援をいただきながら今後できないかということをご相談しております。

○ 5番 新垣一史議員

課長すみません。今の答弁だと水道業者となると、僕まず聞きたいのは導水管の老朽化等々についての問題だったんですけど、今どちらかという和家庭用給水の部分の話なのかなという感じだったんですけどもどうですか。

○ 山城淳観光産業課長

えっと今すみません。ちょっと総合的トータル的に答えてしまったんですけども、導水管、給水管全て含めてですね、やはり工事が必要になってくると思うんですよ。この前県もそうなんですけど、やはりそこでやっぱり事業所、導水管が破裂しようが給水管が破裂しようが事業所が出てくるんですね、その連携も必要ですし、企業局とも導水管やり取りしていますけれども、そういった事業所も含めて連携していかないとできないですねとお話をしながら企業局がそういった災害の時に依頼している業者とかそういったところも、もし渡嘉敷村で何かあった場合に協力できないかとか、そういったことも確認をしながら、今連携をできないかどうかをしているところです。以上です。

○ 5番 新垣一史議員

ぜひ、今おっしゃるように事業所がないので早急にかどうか、今直ぐにでも企業局にはその協力要請していただいて、沖縄本島と違って、さっき村長もおっしゃってましたけど代替案がないですよ、破損してしまうと今のところ、導水管のほうで止まってしまうと今作られていての水が無くなるともう水が無くなるというかたちになりますよね。そうすると本当に生活できない状態、本島から水を運ぶとかにしても限られた量しかできないという、復旧までに時間がかかるとなると、それが何日になるかわからない。ライフライン

に関しては早急に取り組まないといけないことだと思います。今の答弁だと取り組んでいきますとちょっと失礼な言い方すると悠長な答弁かなというふうに感じてしまったんですけども、これに関してできるだけ早急に企業局と協力して対策練っていただきたいんですけども、見解聞きたいと思います。お願いします。

○ **新里武広村長**

貴重なご意見ありがとうございます。導水管につきましては企業局が管理しておりますので、私たち村としては、作られた水を各家庭に配水する、いわゆる送水管、配水管は村の責任のもと対応しなければいけないということではございますが、先ほど担当課長からもありました事業者が村内にはいないということもありまして、それは企業局の知恵もかかりながら、今、一史議員がお話されていたようなことも踏まえてですね、前に進めていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○ **5番 新垣一史議員**

ぜひ企業局との連携迅速な対策よろしくお願いします。

休憩をお願いします。

○ **當山清彦議長**

休憩いたします。

再開いたします。

○ **5番 新垣一史議員**

次に船舶運賃の値上げについて伺いたいと思います。1、令和元年の消費税増税時以来、船舶運賃の改定を行っていないが、燃料価格の高騰等も踏まえ座間味村のように島民以外の値上げを行う必要がないか。見解を伺いたいと思います。

○ **新里武広村長**

議員の質問にお答えいたします。本村の船舶課いわゆる航路事業においては、令和8年度の運賃改定を目標として、現在計画的に検討と準備を進めているところであります。また島民運賃の据え置きにつきましても、運賃改定に関する検討と並行して慎重に関係機関等と協議をしながら継続的に検証をしております。

なお運賃改定の具体的な実施時期については、現在の段階では公表を控えさせていただきたいと考えております。内部的には改定1案を保持しておりますが、運賃改定には国交省の認可が必要であり、認可を得た上で公表することが適切であるとの判断によるものでございます。以上です。

○ **5番 新垣一史議員**

令和8年以降に、実施に向けて検討というかたちというふうに伺ったんですけども、お隣、座間味村のほうは2026年来年1月1日から値上げということで、この情報が定かかどうかわからないんですけど、人から少し聞いた話で、渡嘉敷村のほうも一緒にという話があったというふうに伺ったんですが、そのときに一緒に行っていれば、座間味

村のほうは当面据え置きで実際値上げできていますよね。一緒にやっていたら、その手間が省けたのかなという気持ちがないのではないのですが、渡嘉敷村のほうも、そこに一緒に踏み込めなかったという理由とかあれば教えてほしいですけど。

○ 新里武広村長

この件については渡嘉敷、座間味、粟国の泊港の共同窓口ということでいろいろ協議を進めた中で、この昨今の燃料の高騰等もありましたものですから、両村でもって運賃改定をやっていく必要がないかという協議をしておりました。最初は足並みを揃えて上げていこうということではあったんですが、これが私たちもちょっとびっくりしたんですけど、座間味のほうも11月20日頃ですか、新聞等に公表したことを聞いて、逆にびっくりしているということでございます。いろいろお互いに研究してやっていこうということではあったんですけど、そのへんができていなかったということで、座間味村は一方的にそれを行ったということでございました。以上です。

○ 5番 新垣一史議員

協議していたんですけど、座間味村のほうも先に話を単独で進めていたということで、渡嘉敷、粟国のほうも後れたというわけではないということなんですね、わかりました。ちょっと単純計算になってしまうんですけど、お隣、座間味村の値上げというのがフェリー高速船、共に約1千400円ですね、フェリーが1千420円、高速船が1千430円、フェリーが34%、高速船が23%増という値上げなんですね。本村は同等の値上げをしたと仮定して、去年の環境協力税の税収が1千300万超えていますので1千365万600円なので去年の実績から約13万人ぐらい観光客が来ると仮定して、1千400円値上げした場合、単純に1億8千200万円財源が増えるというかたちになります。去年の航路事業のですね、9月に決算終わりましたが、歳入差引額が1千273万8千2円とあるんですけど、その中一般会計からの繰り出しと航路補助金を差し引くと2千685万368円、約2千700万円の赤字というかたちになります。ただ1千400円ざっくりとした計算ですけど、その値上げで十分補える金額になる。やっぱり今ちょうど検討していただいているので、航路事業の黒字ももちろんですが、村の財源としても必要になってくるのかなと思うので、この件に関しては粟国村とは足並み揃えていくというかたちですかね。伺ってもいいですか。

○ 新里武広村長

当初は3村揃えて足並み揃えてやっていければいいんですけど、もう別々のほうも作業がしやすいのではないだろうかということで、村としては単独で進めていきたいというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

村単独で進めれるということと、あと前向きに今検討中ということなので、ぜひ期待して、やはりお隣のように島民の方はもちろん村内で納税等もしていますので、できれば据え置きというかたちで、お話を進めていただければいいなと思います。よろしくお願ひし

ます。

次の質問に移ります。環境協力税について伺います。入村時に支払う環境協力税ですが、チャーター船等の入村時にはどのように徴収しているか伺います。

○ 新里武広村長

チャーター船等での入村時の環境協力税の徴収の仕方については、これはエクセル航空等を含め8業者あります。詳細については総務課長の方から答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

では補足で答弁させていただきます。議員の質問のチャーター船等での入村時での徴収についてなんですけれども、入域者に課税している環境協力税ですが、対象となる入域方法として条例上、村営定期船及び海上運送法に基づき許可届け出を受けた旅客船舶または営業目的で渡嘉敷ヘリポートを利用するヘリコプターによるものと定義されております。議員ご質問のチャーター船等とは、不特定に入域する船舶かと認識しておりますが、条例の入域者の定義と特別徴収義務者の指定対象を考えると確認することが厳しく徴収はしておりません。先ほど村長が答弁しました特別徴収義務者の指定しているのは、令和7年度現在8社おります。以上です。

○ 5番 新垣一史議員

8業者登録されているということなんですけど、確かにイレギュラーで入ってくる船というのは難しいのかもしれないんですが、一応港湾は県の管理ですけれども岸壁を使用する際に船舶の許可とか、そういったものは必要ないんですか。現状どういうかたちで接岸する際の確認をとっているのか伺ってもいいですか。

○ 山城淳産業観光課長

ご質問にお答えします。港湾の使用については今、渡嘉敷村のほうに管理委託を受けておりまして、入港する際は一応、例えば遊漁船とかレジャーボートであるとかですね、基本的には申請をしていただくということにはなっております。やはり普段でも自由に入港しているので、なかなか申請していただける方が少なくですね、とつても几帳面な方は渡嘉敷に何時何時入港したいんですが、申請しましょうということでも来たりもします。このへんですね、なかなか小さい船までは、管理が難しいところではありますが、できる限り申請していただければ、こちらの方もそれを受けてですね、確認することは実施して、例えばうちの方は定期航路でございますので、そちらに何時何時どういった船が入港しますよという情報も投げながらですね、一応港湾の使用について安全管理についてはやっております。以上です。

○ 5番 新垣一史議員

申請なく入ってくる船もあるので難しいということですが、申請がある利用者に関しては、徴収そんなに難しくないのかなと思うんですよね。なぜ今回この質問をしたかという村民の何人か、やはりチャーター船といいますか、先ほど総務課長の方は不特定多数と

いう感じで捉えられていたんですが、すみません、僕の質問が言葉不足で、今、登録している8事業者、よく入ってくる船に関してきちんと徴収されているのかどうなのかというのが見えてこないということで、観光客だけ増えてごみばかり落としているみたいな感覚で捉えている方もいらっしやったんですね。その方たちに説明も兼ねて質問しているんですけども。申請して入ってくる船には取れるということと、この登録されている8事業者というのは事業者の方からの申請、人数で徴収するというかたちですか。それとも村のほうで把握して請求するというかたちですか。

○ 新垣聡総務課長

お答えします。今、徴収しているのは徴収義務者として指定している業者、さっきの8事業者ですね。先ほど新垣議員が尋ねられた港湾を使用する申請とは全く別の話でありまして、例えばチャーターで入ってくるという不特定の船と、法に基づいて航路として本島から渡嘉敷に入ってくるという業者を特別徴収義務者として指定して、その特別徴収義務者に指定された業者の方が、お客さんから環境協力税を徴収して、毎月毎に村の方にお支払いをいただいているという流れです。

○ 5番 新垣一史議員

はい、わかりました。航路として登録しているというのが肝ということなんですね、わかりました。その徴収義務者からはきちんと徴収しているというかたちが取れているということで、ただ次の質問で言葉として出てくるんですけども、条例の中では今まだ記入されていないかもしれないですが、登録されていない事業者でも岸壁使用の許可申請というか連絡があったところも徴収しなければ、この税の平等性という意味では少し足りないのかなと、その辺のほうはどういうお考えか聞かせてもらっていいですか。

○ 新垣聡総務課長

先ほど最初の質問にお答えした海上運送法に基づき許可届出を受けたという船舶は総合事務局の運輸部のほうで受け付けているかと思うんですけども、それに該当するかどうかというのが、まずあると思うんですよ。そうしてそれを確認して、さらにその業者に申請をしてもらって渡嘉敷村が特別徴収義務者として指定をする。かなり事務的流れも時間的なものも金かかると思うので、そこも厳しいのかなというふうに私自身は考えております。

○ 5番 新垣一史議員

例えばふらっと遊びで個人の船で数名乗って遊びに来たという船、入港しますという連絡があったとしても、そういう船に関しては、ちょっと徴収は厳しい、難しいということですか。わかりました。

次の2番目の質問に移りたいと思います。観光客の増加により、ごみ処理費用や公衆トイレやシャワー等受け入れ施設の整備、景観の保全や整備等の予算確保のため、村民以外の環境協力税の値上げが必要ではないか。税の公平性から難しいとは聞いていますが、や

はり財政難ということもあるので検討や問い合わせは、これまでされてきたのか伺います。

○ **新里武広村長**

この件につきましては、昨年6月議会で故座間味議員からも質問がありました。詳細については総務課長の方から答弁させます。

○ **新垣聡総務課長**

はい、お答えいたします。この件に関しましては、以前から検討課題として位置づけ検討や問い合わせをしているところではございます。先ほど村長が申し上げた昨年6月議会でも答弁しましたが、なかなか進捗が進んでいないというのが現状であります。議員も認識しているとおり、村民以外の増税につきましては、かなりハードルが高く、強い制限があります。地方税法は、課税の公平性、合理的区分の必要性、その目的との関連性が要件で総務大臣の同意が不可欠です。調査した限り認められた前例は見つけることができおりません。これまで答弁してまいりました法定外普通税である訪問税の導入を軸に今後とも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ **5番 新垣一史議員**

税の平等性という意味の観点からの話だと確かに難しいとは思いますが、例えば村民は島でゴミを出すときに村指定の有料ゴミ袋を買って納めていますよね。さらに村には村税を納めている。その分税金を納めているわけじゃないですか、ゴミ処理に関しては、ただ観光で入って来た人たちは、協力税100円払っているというかたちなんですよね。それで環境づくりにも島の人たちは常に動いている。それを考えてその辺も考慮してもらって条件としてこういうこともありますので、観光客の方の分を少し増やすということはできませんかとか、そういった交渉もできるかなと思うんですよ。法定外普通税にするのもちょっとハードル高いのかなというのがあって、まず少しの値上げというのをそういった交渉でできるかどうかというの、これは僕の意見ですけど執行部側としてはどういうふうに捉えているか、聞いてもいいですか。

○ **新垣聡総務課長**

ただいまおっしゃるとおり村民以外の入域客は環境協力税100円を払っている。村民も同じく100円払っているけれども村の中で住民税も支払いしておりますし、おっしゃるとおりゴミ袋の購入もしているというところで、先ほどハードルが高いとは申し上げましたが、全くゼロということではないと、私も感じているところがございますので、そういったところ県や国とさらに細かくですね、いろいろ資料を揃えて確認して行って、ここで環境協力税の税の課税の額を変えられるのであれば、たぶんそのほうがいいのかとは思いますが、先ほど申し上げた3つの観点からいくと、その時点でちょっと難しいのかなというふうなことを感じたので、そういう答弁をしております。以上です。

○ **5番 新垣一史議員**

課長と同じような認識ということが確認できたので、ねばり強く交渉を進めていただき

たい。法定外目的税のほうが用途は限られますけど、そういった金額面とかに関しては上げやすいのかなど。今、竹富町が普通税のほうでしかも1千円というけっこうな金額で話し合いがずっと続いているというかたちみたいですが、目的税の例えば現在100円取っているのが100円値上げしただけでも、去年の1千300万が2千600万、2千700万になるというのが、この小さい自治体にとっては大きな収入になるので、ぜひ粘り強く交渉して実現していただきたいと思います。

あと、質問にないので確認というかたちの質問なんですが、村のホームページを見ると、令和2年度までは収支状況が掲載されて誰でも閲覧できるんですけど、それ以降載ってないんですが、その理由と今後改善できるのかを知りたいです。それを見るとどれにいくらつかわれたというのが明確に分かるので、ぜひ載せていただきたいんですけども、お願いします。

○ **新垣聡総務課長**

議員おっしゃるとおり、それ以降は公表がされていない状況が続いていると私も認識しております。環境協力税、目的税ですのでやはりその用途を収入にどこにどう使われているかというのは皆さんにお知らせすべきことかと思っておりますので、その点に関しましても早急に整理をして公表できるようやっていきたいと思っております。

○ **5番 新垣一史議員**

今の点もぜひよろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。4番目、有害鳥獣対策について伺います。今年度の捕獲実績を伺います。

○ **新里武広村長**

今年度、令和7年度12月3日現在ではございますが26頭。あと沖縄県の事業としては23頭ということになります。

○ **5番 新垣一史議員**

トータルすると49頭ということによろしいですか。

○ **新里武広村長**

村と県とトータルすると、議員のおっしゃるとおり49頭ということになります。

○ **5番 新垣一史議員**

トータルになってしまうんですが、前年度に比べるとちょっと少ないのかなという印象を受けます。

次の質問ですね、これまでの捕獲実績も踏まえて、根絶に向けての成果は上がっているのか。現在の対策で充分なのか見解を伺いたいと思います。

○ **新里武広村長**

イノシシの根絶に向けてはずっと続けてやっておりますが、なかなか成果が上がってないところもあります。詳細については観光産業課長のほうから答弁させます。

○ 山城淳観光産業課長

議員のご質問にお答えします。渡嘉敷島ではイノシシの件ですね、2003年頃から渡嘉敷島までイノシシが野生化して現在に至るような状況になっています。今現在、沖縄県、あと地元の関係者機関と協力しながら駆除に努めているんですが、根絶には至っておりません。引き続き根絶に向けて沖縄県とも協力していただきながら進めていくということになります。よろしくお願いします。

○ 5番 新垣一史議員

これは地元の資格者と、あと村と県との捕獲方法等、根絶に向けての動きというのは定期的に話し合いされて改善というのはされているんでしょうか。それともずっと同じ方法をただ続けているだけなのかというのを聞きたいです。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。ある程度工夫はしていると思うんですけど、基本的な猟の方法は変わっていないかと思います。やはりですね、今クマの問題も出ていますけれども、やはり生き物をですね、イノシシもそうなんですけれども、ある程度利口になってきて、なかなか例えば罠に入ってこないとかですね、そういう状況も起こっているような状況なので、このへんは知恵比べというんですかね、工夫をしながら、そういった駆除に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 5番 新垣一史議員

捕獲実績として、県の集中捕獲で行っている誘引射撃ですか、の実績が一番上がっていますかね、それとも他の罠のほうが上がっているのか、今情報として分かりますかね。

○ 山城淳観光産業課長

正式には伺っていないんですけど、お話を伺った限りではやはり銃で捕獲するほうが確実性があるといいますかね。罠のほうは先ほど申し上げたように警戒心が強くなってきて、なかなか餌は食べるんですけど途中まで、中に入ってくれないというのが出てきているということも話を伺っていますので、そこは銃を使った、狙撃して駆除するというほうが確実性があるのかなと思っております。

○ 5番 新垣一史議員

今、集中捕獲行われていますよね。今回の捕獲の告知で見た一番下のほうにあったネット式の囲い罠ですかね、支柱があってネットが内側に曲げられてて、以前に議員研修会的时候に見て、コストも安そうだし、警戒心もあまり出ない、設置場所も結構融通が利くのかなという罠だったので、これを今回使っているということなのか、写真に載っていたので。これが今回使われているのか、それで捕れた実績とかがあるのか伺いたいです。

○ 山城淳観光産業課長

すみません、この件については、どの罠を正式に使っているか、私も今回把握していないんですが、そのあたりを私も確認して、もし必要があれば後日お答えしたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

研修のときに見たこの罟が広範囲に張れて、捕獲を制限するというんですかね、イノシシを入れて、でも出れないというか。イノシシがいる区画がだんだん狭まっていく。さらにそこで誘引射撃ができれば効率がいいのかなというただのアイデアなんですけれども、ぜひそういったことも話し合いとかに出していただけたらいいなと思います。やはり野生の動物ですので難しいと思いますけれども、最終目標は根絶ですよ、に向けて今後もこのイノシシの対策を進めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

5番目の質問に移ります。渡嘉敷村使用料条例について伺います。①公民館や体育館、公共施設を利用する地域交流やサークル活動が、使用料がネックとなり利用しづらくなっているという声を聞いています。地域の繋がりや健康増進、生涯学習等のためにも使用料の見直し、免除、減免の推進が必要ではないか。見解を伺います。

○ 金城満教育長

お答えします。村中央公民館などの公共施設は、渡嘉敷村公民館の設置及び管理に関する条例に基づき、社会教育法の趣旨に則り設置された施設であります。村民の皆さまの生涯学習、健康増進、地域交流を推進するための拠点であると認識をしております。当該施設や学校施設、体育館や運動場の使用料は渡嘉敷村使用料条例に基づき徴収しており、その中の第4条に、村長は国または地方公共団体が直接その用に供するとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料を軽減または免除することができると定めております。これらの施設が使用料が原因で活動の障壁となり、その活発な利用が妨げられることがないよう取り組んでまいります。

○ 5番 新垣一史議員

以前といっても結構前なんですけれども、以前は使用料を村民の方が使われるときは徴収されなかったとか、免除されていたという話だったんですが、最近では取られるよという話を結構聞きます。実際、地域の親睦会、運動会等の親睦会とかでも以前使用料取られたという経験もあります。今の教育長の答弁だと、今後はそういった地域の活動であれば使用料免除とかもできるよというような捉え方でいいんですか。今までの現状とちょっと内容が違うのかなという感じがしたんですが。

○ 金城満教育長

公民館を使用する場合に、各種サークル活動とか、それに近いような活動をするために使用料というのを条例上払っていただくのが基本原則です。ただし、その方々が村のいろんな社会教育活動とかですね、例えばマラソン大会、あるいは祭りとかですね、そこにボランティアで出演いただいている各種団体もあります。そういうところが申請を出していただければ、その条例に沿って使用料免除が可能、減免または減額、減免が可能ですよということでございます。ですのでまずは教育委員会のほうに、教育委員会管轄施設にその免除申請、減額、免除申請を出していただいて、そこから審査を経てそういう決定をして

いくということでございます。

○ 5番 新垣一史議員

今の答弁だと、祭りだったりに参加協力してくれている団体に対しては免除等できる。じゃあ普段から地域で生活している人たち、地域間交流、地域の交流に関してはそれには該当しないということになるんですかね。今の答弁だとちょっと偏ってるのかなというふうに捉えるんですけども。

○ 金城満教育長

私がさっき述べたのは一例で言っているわけですので、偏ってそれに出るから使用料減額または免除するというわけではありません。大事なのは活動する団体、あるいは個人も含めてですね、社会教育に村の社会教育に資することが、貢献するということですね。そこが一番重要だなというふうに思っておりますので、まずは先ほど言いましたけれども、使用料の減額、減免を出していただいた後に、これは教育委員会は村長部局に、使用料規定は減免するのは村長の判断になりますので、そこに照らし合わせて村長部局が判断すると、村長が判断するというかたちになっております。

○ 5番 新垣一史議員

社会教育の観点という中に、地域の交流、地域の人たちが交流して、地域の活動が活発化するということも含まれますでしょうか。

○ 金城満教育長

そういう活動も十分含まれるというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

今の答弁全て前向きな答弁だと捉えることができたので、やっぱり今、人口が減ってきていて、サークル活動だったり一人一人の負担金額が増えているので、やりたいけどちょっとできないとか、使用料が出ないので交流の家の体育館を借りる。ただ移動距離もありますし、交流の家さん今、向こうも経費削減で休館日があったりとか、そういったことで使えないことも多々あるということなんですね。使用料条例の中で、使用料を取るのは電気代だったりそういったものの必要性だと思うんですが、将来的にみて地域住民の住民主体による活動というのが衰退していくと、地域活動が衰退していくとやはりテコ入れするために行政のほうで人員を割いたりとか、コストがかかったりとか、将来的にみるとそっちのほうでコストがかかる、予算がかかるという見方もできると思うんですね。だから地域活動を衰退させないためにもできれば免除、減免等ですね、村民が利用しづらいということがなく、利用できるようにぜひ進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後の質問に入ります。消火器設置の推進についてということで、先日、大分県佐賀関において大規模な火災がありました。本村でも同じような事案を防ぐため、消火器購入の補助金制度を設け、設置を推進してもいいのではないかと思います。見解を伺います。

○ 新里武広村長

去った大分県の大規模な火災については約180棟を超える被害が出たということでございます。180棟ということは渡嘉敷の約3分の1が燃えてしまったというふうに私は認識しております。またこの消火器については各自治体でも補助制度を既に得られているところもあるようですので前向きに検討してまいります。詳細については総務課長のほうから答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

では補足で私のほうからお答えさせていただきます。冬場の乾燥時期に入り各地での火災が増えています。家庭における初期消火体制の強化は火災被害を軽減する上で重要であると認識しております。特に高齢者世帯の多い本村において、火災発生時の迅速な対応が難しくなるケースが想定され、安全対策の強化は重要性を増しております。

最近、村内では各区において自主防災組織が設立され、防災に対する自助、共助の意識が高まっております。こうした状況を踏まえ公助の部分において渡嘉敷村防災用品購入助成事業を昨年度から実施しております。今回、議員がおっしゃっている消火器なんですけれども、家庭用消火器の購入に対する助成制度が他の自治体でありますので、それを参考にこれから前向きに検討し実施していきたいというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

前向きな答弁ありがとうございます。本村も路地が狭かったり、隣同士の建物が近かったり、沖縄という土地柄鉄筋コンクリート、RC住宅が多いんですけど、今後やっぱりコストとかを考えると木造だったり、軽量鉄骨造の住宅とか増えてくると佐賀県のような延焼というのものもあるかもしれません。今総務課長がおっしゃったみたいな初期消火の手助けにもなるので、ぜひ各家庭に消火器があって、火災が起きたお家に周りの人たちが消火器を持って駆けつける。そうすると被害が最小限に食い止めることもできると思いますので、答弁のように早い制定に向けて動いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これは質問になかったので答えられたらいいんですけども、村内にある共同住宅、村営住宅、職員住宅、教員住宅等で消防法で延べ床面積が150㎡以上の建物には、各階の共有スペースに消火器を設置しなければならないというふうなのを今回調べてて見つけたんですけども、これは設置されているのでしょうか。設置されてないとしたら何かしなくともいいという理由があるのか、伺いたいと思います。

○ 新垣聡総務課長

私が管轄する部分においては職員住宅、村営住宅になるんですけども、今議員がおっしゃった共有部分に関して設置しなければいけないというのは認識が足りていないのかもしれないんですけども、各部屋に関しましては全て設置しております。

○ 5番 新垣一史議員

各部屋に消火器が設置されているということによろしいですか。各部屋に設置されてい

るのであれば問題ないと思います。ありがとうございます。

これも聞けたので以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

まず、一般質問をする前に総務課長、前回質問した看板の件、早速実施してくれてありがとうございます。あの看板はですね、村民に夢と希望を与え、そして皆さんの背中を押していますのでこれからもよろしくお願いします。

イノシシ問題についてでございます。先ほど一史議員も質問されてましたけど、少しだけ角度を変えてダブらないような質問をしたいと思います。先ほど課長がおっしゃったように今はテレビさえつければ東北で毎日クマが出た話ばかりでね、なかなか野生の動物というのはうまくコントロールできないもんだなというふうに思っています。先ほど令和7年度は村、県で合わせて49頭というふうな捕獲がされていると伺いました。それに関しては先ほど答弁がありましたので聞きませんが、気になるのは令和5年から7年間で各年度ごとにですね、要するに私が知りたいのは次第に減ってきているのか、どうなのかというのを知りたいので、それをまず答弁ください。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。令和5年度から7年度、7年間ではないですね。令和5年度は87頭、令和6年度は82頭、令和7年度これは先ほども申し上げました12月3日現在26頭の合計195頭を捕獲しております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

先ほど令和7年は県と村でもって49頭ということでしたけど、5年度の87頭、6年度の82頭というのはこれも村だけの捕獲ですか。プラスアルファもっとあるの？

○ 山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。雅晴議員については早めの一般質問提出ありがとうございました。これまで渡嘉敷村の数字しか答えてきておりませんでした。その後に新垣議員から県のものもどうかということの後日ありましたので、その準備をその後にしておりますので、今回は質問のとおり答えておりましたが、付け加えてお答えしたいと思います。令和5年度、先ほど申し上げました村長のほうからですね、87頭は渡嘉敷村の関係者で捕獲した頭数です。県の事業では55頭、令和5年度捕獲しています。先ほどの令和6年度、渡嘉敷の関係者で捕獲したのが82頭、県の事業では73頭捕獲しています。先ほど令和7年もありましたので令和7年が現在12月3日現在で26頭が渡嘉敷村内の関係者で捕獲していて、23頭

が県で捕獲している現時点の捕獲数ということで報告を受けております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私は毎日阿波連に通っているんですけど、今回だいが減ったなという印象があるんですよ。というのはいつもの通り道ですね、ミミズ、エサをとるためにその穴が全然掘られていないんですよ。だいが減ったなというのを実感してですね。やっぱり地道に捕ったら減るもんだなというふうに思います。1頭でもって約5、6頭子どもを産みますので、1頭捕ることによって、10回ほど子どもを産むということを知っていますので、1頭捕るということはある意味では相当マイナスになるんだらうと。今回、5年6年はそんなに極端な数字はないんですけど、今年はだいが減っているというのは、これは捕獲者が減ったのか。確かにあちこちでイノシシ捕ったよという話が、最近は全然そういうのは聞こえないんですよ。私はイノシシは減っていないけど捕獲者が減ったのかというのが疑問なんですけれど、実際どうなんですか課長、笑ってごまかさんでくださいよ。

○ 山城淳観光産業課長

ご質問ありがとうございます。このへんはちょっと検証が必要かと思っておりますけれども、皆さまご承知のとおり今年、去年もそうなんですけれど台風が少ないんですよ。ということは山のもしかしたら実りが豊富で餌が豊富で下りてこない可能性もあるのかなというところもあります。先ほど申し上げたように、最近イノシシが警戒心が強くなって人間のことを警戒して、さらに畏も学んできているといいますかね、そういう状況もあるようなお話も伺っていますので、そのあたりもあるのかどうかと、このへんはあくまでも推測ですけれども、やはり今年だけで判断するのはなかなか難しいところかなと思っておりますので、今後とも引き続きもし減っていれば私としても嬉しいことなんですけれども、そのあたりも含めて検証が必要かと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私個人の意見としては確実に減っていると思います。先ほど言ったように毎日阿波連に行ったらですね、特に阿波連からずっと上って100m辺りはいつも掘り起こされていたけど、今年それがありませんよ。だから台風がないからということいろいろ考えられる点もありますけどね。ところが東北あたりだったら、あのクマはそういった食べ物がなくて民間に下りてくるという習性があるらしいけど。これは根気よく長期に渡って、捕獲を怠慢することなく頑張ってもらいたいと思います。

次にいきます。幼稚園の給食についてでございます。私ちょうど1年前に幼稚園の給食を5回ほど、要するに毎日できないかという質問をした時点で、教育長からはとりあえず令和7年は2回やってみて検討するという答弁でした。私も素直にそれもそうだと、急に5回にするのはいろいろ準備等もあるので、とりあえず2回して、それから検討するのも妥当かなというふうに長い気持ちで期待しながら待つておりました。でも令和7年度も行政でいいますと3月までですけど、あと3カ月しかない。そんな中で一体全体いつから

2回にするのかということ、まず質問したいと思います。

○ 金城満教育長

お答えします。幼稚園の給食の週2食については、年明けの令和8年1月から実施いたします。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

教育長、検討するといって2回にしているわけですよね、何を検討したのか、まずそれも聞いてみたいです。

○ 金城満教育長

お答えします。給食の2食化については、これ何回も答弁しているんですけども、まず調理場側の体制ですね、それから受入れの幼稚園の体制、それから保護者への周知。そういうのを諸々検討して、今回は令和8年の年明けの1月から実施するというございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

教育長を疑うわけじゃないけど、本当にそこらへん検討したのかなと。ただ議会がうるさいから2回にしとけと。これ2回にして、さらにまた検討するわけですよね。私はあくまでも5回できないかという時点で、あなたはとりあえず2回してから、さらに目標である5回まではその時間をくださいみたいなことを言ってましたけど、2回やって検討して、ああどうしようもないと、また1回に戻る可能性もあるわけですよね、今の話でしたら。そういうことはないですか。私は2回やってさらに検討したらこれはいけるとなったら3回希望します。いきなり5回というふうには期待していません。

父母のほうからもよく、なんのための子育て支援かという言葉も言われます。どこに負担があるのかと直接現場の人たちにも、働いている人たちや幼稚園の管理者といますか、先生方にも聞いては、別に問題ないよというふうな現場の話も聞いています。だからネックになっているのは2回にするということですけども、1回に戻る可能性はないよね。

○ 金城満教育長

お答えします。週2回の給食にするわけですから、それをまた1回にするということは考えておりません。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

ありがとうございます教育長、それ期待しています。2回やって、これはいけると思ったら3回やりますか。

○ 金城満教育長

2回やって状況をしっかりと見る。これは先ほど言いましたけど、給食の2食化の体制、それから食育の観点です。幼稚園に給食を提供するというのは、その日にあわせて、基本的に給食というのは義務教育、小学校に提供する。通常は小学校、中学校です。ですから幼稚園にやるということは、その細かい処理が必要です。給食についてですね。幼稚園の

低年齢にも合わせつつ、小学校、中学校にも食育を関連した給食を提供するということになりますので、これは簡単に全て2回できたから3回以上にというわけにはなりません。検討はしますけれども、簡単に3回以上、完全化というのはすぐにするわけではありません。議員がおっしゃっているように子育て支援の観点は私も重々理解できます。ただし私たちは基本の幼稚園は教育課程の中では午前の教育ですので基本的には。それを今、子育て支援の中で預かり保育を実施しておりますけれども、その中で今2回やるということですので、その次については、それをしっかり見据えた上で、またそこを検証も含めながら見ていくというようなかたちになるかと思えます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

教育長がおっしゃっていることは十分理解しています。はい、確かにね、2回やってみないと3回できるかという。これはあくまでも私の希望的発想であります。私はどっちかという、前向きな姿勢で、要するに元があるわけですから、1日やっているわけですから。先ほどおっしゃったようにね、やっぱり小学生とは食べるもの自体が違ってくると思います。3歳児ぐらいですからね。そこらへんは既に1回目でいろんなことを学んだこともあるはずですから、2回まだやってないんですけど、今おっしゃるとおり1月から実施するということですが、この実施の中でいい結果が出ることを期待しています。できるだけ3回、弁当の日があるということも聞きました。それはそれでまたお母さんの弁当というのもそれなりの子どもに対する愛情表現の一つでありますので、5回は希望だったんだけど、週に1回はやっぱりそういうのはお母さんの弁当の日というのもあってもいいかなと理解しています。ですからぜひ前向きな姿勢でですね、子育てがしやすい島であってほしいなど。

さっきの質問の中で、今度妊婦さん一人しかいないという話を聞いて、この島はどうなっていくのかなという、そんな感じもしてですね、一層そういう子育てがしやすい環境づくりを皆さんと一緒に進めていけたらいいなというかたちで、こういう質問をしました。ぜひ父母たちの期待にそえるように教育長、努力することを期待しております。

次いきます。港の整備についてでございます。これは一応、答弁は村長となっておりますけど、村長、待合所からフェリー乗り場に行く通路上のテントの補修についてなんとかなりませんかという質問ですけど、これ場所は分かりますよね、村長ね。

○ 新里武広村長

待合所がありまして、その間というふうに認識しております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長ありがとうございます。場所は理解しているようですけど。あれはたぶん補修して1、2年しかならないですよ、あのテントを張って。ということは今年は台風がこなかったからあの状態であると。たぶんまたテント張ってもまた同じことでしょうかと思うけど、どんなかな村長、あれアクリル板に、枠自体も立派なもんで造られています。あれを

アクリル板に県に要請して、テントじゃなくてアクリル板でできないかどうかを要請してみる気持ちはないですか。

○ 新里武広村長

開閉式のテントにつきましては一括交付金、確か平成23年、24年に設置しております。構造的な問題があって開閉式じゃないと駄目だということで当時の南部土木の管理班のほうから指導を受けてああいう形になっております。しかしながらテントですので、開閉式のテントですので当然風が強いとき、台風時には収めてはいるんですけど、やはり風、台風等の影響で破損している状況で今も使えておりません。

アクリル板ということで私たちも南部土木の管理班のほうにはいろいろご相談をいたしました。構造的な問題から固定式は厳しいですという回答をいただいているものですから、このへんはまたコンサルと補修方法をいろいろ協議しているところではあるんですが、補修方法についてはまだ決定できていないということでございます。

しかしながら見栄えも悪いですし、特に島を訪れる観光客にとって、雨が降るとどうしてもフェリーから降りてターミナルに入っていくときに濡れるということもありますので、いい方法を探して対応してまいりたいというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長もあるとないとの違いを今答弁したとおりによくご存じですよ。あれは確かに、私はあれ実際現場を何度も見ているので、あれアクリル板でできますよ。テントでやったらまた強い台風がきたら1年持たないですよ。県の担当部がね、実際現場を見て、県の担当というのはよく代わりますからね、あれをアクリル板でしたらまたやられるので、違いますテントでやったらまたやられるので、テントでやるぐらいだったら、かえって今のままでいいのかなと思っています。できるだけアクリル板でできるように県に要請してください。できないはずはないです。私から見てアクリル板で十分できると私は理解しています。

次いきます。事業所等が荷物を受け取る駐車場のラインがほとんど見えません。ラインをはっきり引き直してくださいということです。実際これね、村長、私も毎日荷物取りに行ってるね、私も嫌なんです。あんた議員だろうと。議会で言えよ言えよというけど、私はあまり正直言いたくなかったんだけどね、あまりしつこく言われたので、一般質問しますけれど、村長か課長、実際このラインの現場を見ましたか。

○ 新里武広村長

私もほとんど毎朝、港湾のほうには行っておりますので確認はしております。あとそれとフェリーが入る頃、荷受け等も時々視察しておりますので、ちょっと線が見えにくくなっているなということは承知しております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長もいつも見てるんだったら私も質問しやすいです。あれを元のラインに引き直す気

持ちは、予定は全くないですか。

○ 新里武広村長

議員から一般質問を上がってくる前に、もう見えにくくなっているので対応策を考えろ
うという指示はしていましたが、早急に対応してまいりたいと思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

ありがとうございます。期待して、私も明日から近いうちライン引き直しますよという
ことを、そこに集まってくる業者にちゃんと伝えておきます。

次、伊江村の感謝の集いについてでございます。伊江村が4度も感謝の気持ちで、村長
はじめ島を訪れています。我が島は感謝されるばかりで良いのだろうか。一度はライナー
で伊江村を訪ねてみてはいかがでしょうか。これは村長、私、実際一般質問を出した後に
ある先輩に言われたんですけれどね。一度第一けらま丸で行ったらしいですね、45年前ぐ
らいに。けらま丸で行って、伊江島で1泊して、200名ぐらい行って、けらま丸に寝る人
と民宿に寝る人がいて、これ一般質問を出した後に、それを教えられて、私も一度は行っ
たんだという感覚であります。今年には戦後80年という記念する年でいろいろ戦後に対
してのイベントとかあっちこちで行われています。我が島も確かに一度は行ったという前例
もありますけれど、改めて伊江島をライナーを出して訪問するという気持ちはないでし
ょうかという質問です。

○ 新里武広村長

與那嶺議員の質問にお答えいたします。先ほど45年くらい前に行かれたという話でござ
いますが、私が小学校1年生のときにそこは行きました。たまたま役場で行かれた方がい
るかなと思ったら、隣の総務課長も行ったということで、おそらく2回ほどは行かれてな
いかなというふうに思っております。それを踏まえてですね、また伊江村を訪ねてみては
いかがでしょうかということに関しまして、この間9月に伊江村におかれましては、名城
村長をはじめとする関係者の皆さまが、これまでにわたり感謝の意を表するために本村を
訪問されております。まずもって当村からたび重なるご厚情に対し深甚なる敬意と感謝の
意を表するというので私もあいさつをさせていただきました。

ご指摘のとおり、本村は今日まで伊江村から温かいご配慮を受ける立場が続いている状
況でございます。これは両村の友好関係が長年にわたり堅固に築かれていったことの現れ
である一方、本村としてもそのご厚誼にふさわしい対応を今後は検討すべき時期にあるも
のと私自身認識しております。

本村といたしましては、伊江村との相互交流の促進及び友好関係のさらなる深化を図る
観点から、こちらからも公式な訪問団を派遣することについて今後適切な機会と方法を慎
重に検討してまいりたいというふうに考えております。具体的には、伊江村もやっておら
れましたけれども、双方の日程調整、訪問目的の明確化、あと交流内容の検討、また村民
負担への配慮等を総合的に踏まえながら実現可能性を精査してまいりたいと思います。特

にマリナーを利用した訪問につきましては、移動手段としての有効性を考慮しつつ、関係機関、特に沖縄総合事務局の許可も得ないといけないということもありますので、その調整を行う必要があるものと認識しております。いずれにいたしましても本村と伊江村との友好関係は、地域間、交流の促進、相互理解の深化、さらには島嶼地域の連帯強化に資する極めて重要なものであると認識しております。どうか取り組みを進めてまいればなというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私も一番ネックになるのは総合事務局じゃないかなと、こっちに書いてありますけれどね、総合事務局が果たして許可を出すのかなということが一番ネックでしたけれど、今の村長の前向きな気持ちですね、私ちょっと希望をもてました。多くの村民の方にその話をしたら、いいねと。今ちょうど船も2船あるし、観光客はフェリーで運ぶ。例えば方法はいくらでもあると思います。必ず往復じゃなくてもいいですよ。こっちから伊江島へ行って、帰りは那覇で泊まって、島の方は那覇に行くのも多いじゃないですか。帰りまではまた個人で来てもいいしというのがあって。やっぱりそれだけ私も一度社内旅行で伊江島へ行ったときにですね、伊江島の方がこんなことを言っていましたよ。どこから来たのと、渡嘉敷からと言ったら、ワッター島や、慶良間カイ足向けて寝ないよと。そんなふうな思いをしています伊江島の方々は。その声にも我々も応えるといいますか、素直な気持ちで、今村長が交流という言葉をつかっていましたけれど、私は正直言ってまだそこまでは期待はしていません。それができたらいいなとは思っていますけど。4度も来てるわけだから、一度来たというのは一般質問を出した後に気づいたものですから、一度はどうかなと思っておりますけれど。今の村長の答弁では前向きに考えるというふうな答弁でしたので、支持者にも前向きな考えがあるよということを伝えて私の一般質問をこれで終わります。ご静聴ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第6、議案第42号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第42号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1

号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び沖縄県内市町村の職員の給与の状況等を考慮し、村職員の給与を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号、渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第43号

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び他市町村の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、会計年度任用職員の給与を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第44号

渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価の高騰に伴い、観覧料を改め、維持管理経費を
確保するため、渡嘉敷村立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第45号

渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、渡嘉敷辺地に係る総合整備計画を変更したいので議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷辺地に係る総合整備計画書（第2次変更）については、令和7年9月18日の村議会の議決を得たが、数値に誤りがあることが判明したことにより再度村議会の議決を得る必要が生じたため本案を提出するものである。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、報告いたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

変更後、事業費が倍まではいかないですが結構上がっていますけれど、この数値の変更があった主な理由は何ですか。

○ 新垣聡総務課長

この事業に関しましては、渡嘉敷村道阿波連線の改良工事に伴う水道の切り回しで9月議会で辺地の変更計画の承認を得ていたんですけれども、県に確認して県からもこの計画書で大丈夫ということで議会に上程したんですけれども、実際当初のものと変更した分の合計を示さなければいけないところを変更分だけを前回示していたために、その後また県に出したところ、そうじゃなくて今回上程した部分が正解ということで改めて上程しております。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号、令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

議案第46号

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）について

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）

令和7年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千218万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2千592万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び廃止は「第3表地方債補正」による。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ **5番 新垣一史議員**

13ページから14ページにまたがるんですけど、総務費の財産管理費の説明をお願いします。

○ **新里武広村長**

公有財産購入ということだと思います。現在、土地の購入に向けて地権者と今、協議中でございます。年度内には購入ができるものだとということで計上してあります。

○ **5番 新垣一史議員**

購入予定の土地の利用目的等が決まりましたらお願いします。

○ **新里武広村長**

住宅用地として、あるいは教員宿舍用地として検討しております。あと民間によるアパ

ート、そのへんも踏まえて検討しているところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

すみません、先に聞けばよかったですけれど、場所はどこになりますかね。

○ 新里武広村長

場所は字渡嘉敷の291番地となっております。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。

○ 4番 金城涉議員

新垣議員の質問に追加ですけれども、この土地291番地、因みに具体的に場所はどのへんですか、番地ではちょっと分からなくて。あと坪単価、平米数を教えていただければ。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

場所としましては、旧ゲートボール場の斜め向かいということでございます。

続きまして、この700万円の根拠といたしましては、平米数が460㎡あるということでございます。単価を標準単価、あくまでもまだ協議の段階ですので、標準単価の1万2千200円を基準として弾き出しており、それにちょっと上乘せしたかたちで700万円というかたちで計上しております。

○ 4番 金城涉議員

分かりました。これから交渉ということですね、分かりました。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第47号

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千38万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千133万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第48号

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千125万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千556万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号、令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第49号

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、

地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第50号、令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第50号

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、第2条から第5条に定めるところによる。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第50号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第51号、令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第51号

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第2号）は、第2条から第3条に定めるところによる。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第51号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第52号、工事請負変更契約（令和6年度村道阿波連線道路改良工事）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第52号

工事請負変更契約について

令和6年度村道阿波連線道路改良工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的	令和6年度村道阿波連線道路改良工事
契約金額	増額 13,961,200円
契約の相手方	住所 沖縄県豊見城市字翁長844-38 社名 株式会社東信興建 代表者名 代表取締役 古波蔵文信

提案理由

令和7年7月11日議会の議決を得た令和6年度村道阿波連線道路改良工事の請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年12月10日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

約1千400万円の増額ですが、増額の理由を教えてください。

○ 山城淳観光産業課長

お答えいたします。皆さんご承知のとおり村道阿波連線道路改良工事ですが、大詰めですけれども、やはり施工する中でどうしても変更が出てきておりますので、そのあたりで細々とした工事の設計の変更等出ておりまして、今回変更ということになっておりますのでよろしくをお願いいたします。

○ 5番 新垣一史議員

細々したものの積み重ねということですが、大きくなにかが変わったとかではないんで

すか。あとちょっとお願いといいますか、工事請負変更契約については増額が必要というのは、工事の内容で今言ったみたいな細々したのがとか分かるんですけど、資料としてどういった変更がありますとか、そういったものを付けていただけるとここでの質問とかも簡単になりますし、僕らも資料として分かりやすいんですけども、そういったのを今後付けることは可能かどうかというのをお願いします。

○ 新里武広村長

資料を出していなかったことに関しましてはお詫び申し上げたいと思います。この議会がスムーズにいくようにできるだけ資料を開示していきたいと思います。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 山城淳観光産業課長

今回ですね、土砂の搬出が大きく変更がありまして、土砂の排出と、あと運搬費等が大きくなっています。あと、それに伴って舗装関係とかも絡んでいますので、そういったところで大きく変更が生じております。よろしくお願ひいたします。

○ 5番 新垣一史議員

土砂の運搬関係ということですが、これは最初の契約のときの見積もりとか、契約時に分かるものじゃないんですかね。これイレギュラーではないと思うんですけど、これが抜けていたということですかね。

○ 山城淳観光産業課長

そうですね、全て抜けていたわけじゃなくて、一部数量が変わってきているところがあって、追加ということで大きくなっているところがあります。ただ、今大まかなものなので、大きいところで土砂の搬出とか運搬が主に追加となっております。

○ 5番 新垣一史議員

これは業者さんだけでなく、行政のほうも契約の段階でお互いの確認がちょっと不足しているのかなと思うんですけど、今後こういったことを改善するための改善策とかも話し合われていますか。

○ 山城淳観光産業課長

数量が変更になったことについては、たいへん申し訳ないと思っています。コンサル、現場の職員、受注者と、また本村と協議しながら数量を確認しておりますが、どうしても変更が出てきて今回増額になっておりますので、このへん設計の段階でしっかり数量等確認できるように、今後は努めていきたいと思っています。誠に申し訳ございません。

○ 4番 金城渉議員

でたらめです。業者は、この工事を受注するにあたって見積もりを出すわけですよ、それで終わりですよ。新たに工事を追加する、発注側が、であれば用途変更なり、追加工

事なりでこういう予算補正で組めるんだけれども、そもそも既存の事業、ミスであろうがなんであろうが追加事業じゃないからこれは。業者に負担してもらうのは当然の話です。地元企業だからといって甘えていませんか、これ公金ですよ。課長あなたのポケットマネーだったらいくらでも勝手にいいけど。こういう公金の使いかたって私は異常だと思っています。業者の負担ですこれは、ミスはミス。でなければ行政側がこの仕事を載せてなかったか。この事業の中に含まれていなかったか、土砂の排出など。それだったら行政側のミス。いずれにしても業者のミスを一般村民の財源に負担させるというのは間違っていると思います。業者と改めて話し合いをしてください。私はこれに対して反対します。他の議員はどうか分からないけど。今の件でなにかあったらお答えください。

○ 新里武広村長

今回の変更契約につきましては、当初、積算に入っていなかった分の追加変更契約ということでございます。

○ 4番 金城渉議員

この道路工事に土砂の搬出は入れてなかったということですね。行政が悪いですよ。じゃあ行政が私たちを騙したということですよ、予算編成のとき去年の。この道路工事の予算審議で完工までを一つの予算と私たちは受けて承認したはずですよ。土砂の搬出は別という話は聞いていませんよ。この工事を完了まで一括である予算ということで承認していますから、行政のミス、業者のミスではない、そこをはっきりしてください。

○ 新里武広村長

当初、設計書におきましては、この増額分はありませんでした。しかし工事を進めていく上で変更等が出てきたり、あと、さっき課長のほうが申し上げていました運搬費等が入っておりませんでしたので、それを追加で入れたということで、これは業者、あと私たち行政と双方で協議をした上で決定したということでございます。

○ 4番 金城渉議員

事業計画、予算編成というのは非常に安易というか、適当な設計をして予算をつくって、業者も適当に出して工事を進めていって、追加出ました、追加出ましたで補正組んでくれというのはあり得ない話だと思いますけれども。ここにいる議員の皆さんがどう判断するか分からないけれど私は反対します。

○ 當山清彦議長

他に質はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで議案は全て、審議は終了となりますが、執行部のほうから4番金城渉議員の一般質問の答弁に対して訂正の申し出がありますので、この発言を許します。

○ 新里武広村長

先ほど金城議員の一般質問において、傷害保険に加入している関係の補償額の提示がありました。私たちが持っている資料と金城議員が持っている資料の行き違いがあつてですね、資料が一部渡っていなかったことによって金額を訂正しなければいけません。金城議員におかれましては、補償金額が1千万円ということでお話していた中で、私たちの答弁といたしましては1億円だということをお話をさせておりますので、そのへんを訂正してお詫び申し上げたいというふうに思っております。資料がですね、ちゃんとした資料がいてなかったことに対しましてご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

○ 4番 金城渉議員

改めて訂正し直します、私のほうからね。A社、B社、ライフガードの契約を取ったのはB社としましょう。先ほどの1億円と団体で5億円の保険をかけているのは落選したA社。皆さんが評価点を高得点を付けて採用したB社の補償は1千万円。これを強調したかったので、僕の資料も出て、執行部と確認できたので、確認させていただきました。皆さんが採用したB社は1千万円しかかけていません。落としたA社は1億円かけています。

○ 新里武広村長

この1千万円の資料が私たちが持っているものと金城議員が持っているものが違っていましたので、A社B社とも1億円ということでございます。

○ 4番 金城渉議員

ちょっと待って、話戻りますね。これ資料を提出したのは村長ですよ。私を騙したんですかね、騙されたんですかね。じゃあなんで今ごろになって、新しい保険証書があつて、両者1億円と言い出したのか。この保険証書の日付ですよ、日付。当初私が言った保険証書と1千万円と1億円の差がある保険証、両者の、日付、ポイントは。後から訂正させて1億円にしたのか。そうなるとう偽装工作ですよ。最初にもらった1千万円の保険証書の日付、日付の確認をして、同時期に出されたものですよ、これ、お願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

この件につきましては、今後気をつけてまいりたいと思います。やっぱり議会と執行部は両輪だということで、議会は執行部の業務に対してチェックをしていくというのが大きな仕事だと認識しておりますので、今後ともお互いにチェックをしながら、執行部がやっている事業についてもですね、議会の知恵も借りながら遂行していければと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

○ 當山清彦議長

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和7年第7回渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第7回渡嘉敷村議会12月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号1番）